

毎月  
第一土曜日は  
「ひろしま環境の日」  
エコな生活を

第3次

# 広島県環境基本計画

平成23(2011)年度～平成27(2015)年度

～環境にやさしい広島づくりと次代への継承～

持続可能な社会に向けて、  
あらゆる主体が考え方行動することで、広島が変わる。



# 「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」 に挑戦します。



今日の環境問題は、地球温暖化や廃棄物問題に代表されるように、私たちの暮らしや事業活動と密接に関わっています。

このため、新たな環境基本計画では、環境と経済の好循環を図りながら、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を促進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを目指すこととしております。

持続可能な社会に向けて、あらゆる主体が考え方行動することで、広島は変わります。

新たな広島の環境づくりに、挑戦していきましょう。

平成23（2011）年3月

広島県知事 湯崎 英彦

# 目 次

<b>第1章 基本的事項</b>	1
<b>第1節 基本的な考え方</b>	1
1 これまでの取組	1
2 環境をめぐる動き	2
(1) 環境政策の新たな展開	2
(2) 今日的な5つの課題	2
3 計画策定の方針	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 新たな視点・ポイント	6
(3) 計画の期間	7
<b>第2節 基本理念・施策体系</b>	8
1 基本理念	8
2 基本理念を実現する5つの施策体系	9
<b>第3節 目指す姿（将来像）</b>	10
<b>第2章 取組の方向</b>	13
<b>第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」</b>	13
<b>第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」</b>	21
<b>第3節 広島の良好な「地域環境の保全」</b>	28
<b>第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」</b>	37
<b>第5節 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」</b>	42
<b>第3章 計画の推進</b>	49
<b>第1節 各主体の役割</b>	49
<b>第2節 環境の状態等を図る指標</b>	51
<b>第3節 計画の進行管理</b>	52
<b>参考資料</b>	58

(表紙写真提供：脇山 功，撮影場所：大崎上島町アマモ群生地)

# 第1章 基本的事項

## 第1節 基本的な考え方

### 1 これまでの取組

- 本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、大気汚染、水質汚濁等の公害問題や自然環境の破壊が進行しました。こうした問題に対し、公害関係法や、「広島県公害防止条例」(昭和44年制定、昭和46年全面改定)、「広島県自然環境保全条例」(昭和47年)等による各種規制の強化、公害防止計画等による環境保全対策の推進並びに県民、事業者、市町村等の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全に一定の成果を上げてきました。
- この間、経済成長に伴う都市化の進展や生活様式の変化、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムの定着等により、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物量の増大など、新たな環境問題が発生してきました。また、経済活動や生活活動区域の拡大は、地球温暖化や野生生物種の減少など、地球的規模の環境問題も引き起こしています。
- こうした問題に対処するため、本県では、環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本的事項を定めた「広島県環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「第1次広島県環境基本計画」を策定し、平成15年3月には「第2次広島県環境基本計画」を策定しました。
- また、地球温暖化など人のライフスタイルと密接に関わる問題の解決には、県民一人ひとりが環境への関心を深め、環境に配慮した行動に結びつけるための環境学習が重要な役割を担っていることから、平成11年3月に「広島県環境学習基本方針」を策定しました。
- その後、地球温暖化問題の拡大や廃棄物処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題など、新たな課題に対応するため、平成15年3月に環境基本計画を改定するとともに、平成15年10月には「広島県公害防止条例」を全面改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、環境関係施策の総合的な推進を図っているところです。

## 2 環境をめぐる動き

### (1) 環境政策の新たな展開

- 平成 15 年3月の環境基本計画の改定後、本県においては、
  - ・産業廃棄物埋立税の導入や税を活用した廃棄物抑制施策の実施（平成15年度～）
  - ・ひろしまの森づくり県民税の導入や税を活用した森林整備事業等の実施（平成 19 年度～）
  - など、経済的手法を用いた新たな施策が導入されています。
- また、環境問題の原因の拡がりを踏まえ、
  - ・地球温暖化防止県民運動の実施（平成 20 年度～）
  - ・マイバック運動の実施（平成 21 年度～）
  - ・「ひろしま環境の日<sup>1</sup>（毎月第1土曜日）」の設定（平成 22 年度）
  - など、県民・事業者の環境配慮を促す新たな施策の展開が図られています。

### (2) 今日的な 5 つの課題

- このように、計画の改定以降も、環境問題の変遷に合わせ、様々な取組を行ってきましたが、環境を取り巻く今日的な課題としては、次の「5つの課題」が挙げられます。

#### [ 今日的な5つの課題 ]

- 地球温暖化問題の深刻化(温暖化の危機)
- 資源の過大消費、廃棄物の不適正処理(資源循環の更なる推進)
- 海域COD<sup>2</sup>、光化学オキシダントなどの環境問題(地域環境の更なる改善)
- 身近な自然・野生生物種の減少(生物多様性の危機)
- 課題解決のための基盤整備

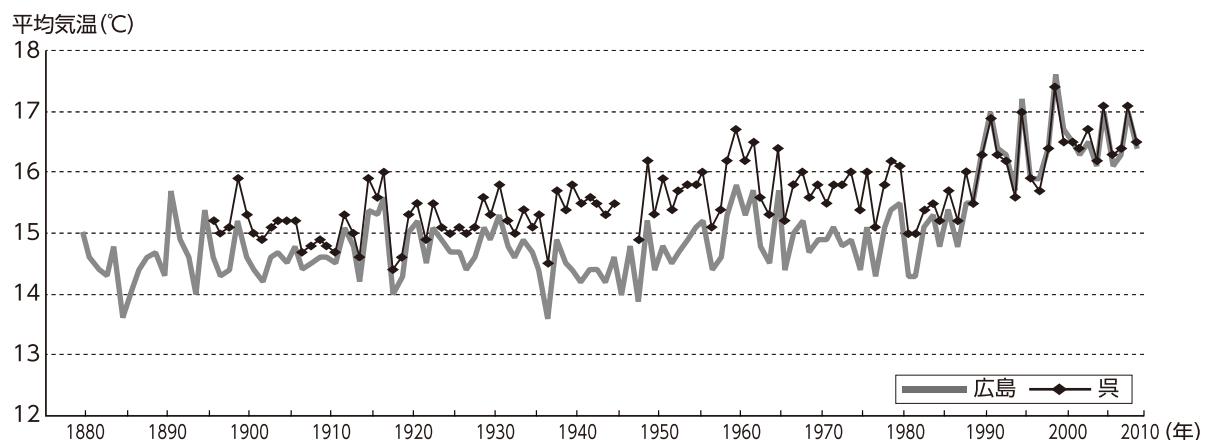
1. ひろしま環境の日：地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成 22 年 6 月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。

2. COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

## ア 地球温暖化問題の深刻化（温暖化の危機）

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書<sup>3</sup>（2007）では、次のような報告がされています。
  - ・世界の平均気温は、1906年から2005年までの100年間で0.74°C上昇し、最近の50年の気温上昇は、過去100年のほぼ2倍の速度で上昇している。
  - ・20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス<sup>4</sup>濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が高い。
- 広島市の平均気温の推移は、ヒートアイランド<sup>5</sup>等の影響もありますが、過去100年で約2°C上昇しており、世界の平均気温上昇よりも高くなっています。
- 温暖化の進行は、降水量の変化や風水害、生態系や農林水産業への影響、健康被害など、大きな影響をもたらすと予測されており、低炭素社会づくりに向けた温暖化防止対策が必要です。

図表 1-1 広島市及び呉市における年平均気温の推移



## イ 資源の過大消費、廃棄物の不適正処理（資源循環の更なる推進）

- 従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムのあり方を見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制して環境負荷が少ない循環型社会を実現することが必要です。
- また、「循環型社会の実現」に当たっては、環境負荷をより増大させる廃棄物の不適正処理の是正とともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築に資する取組を併せて進めることができます。

3. 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書：平成19（2007）年に発表された気候変動に関するIPCCの最新の科学的知見をまとめた報告書。

4. 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

5. ヒートアイランド：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

## ウ 海域 COD, 光化学オキシダントなどの環境問題（地域環境の更なる改善）

- 工場排水、ばい煙などによる環境問題は、積極的な公害対策や、発生源に対する規制措置により大きく改善されていますが、低水準で推移している瀬戸内海の COD 環境基準<sup>6</sup>達成率や大気中の光化学オキシダント<sup>7</sup>環境基準達成率など未改善の課題が残されています。
- また、大陸からの大気汚染物質の越境問題、科学的に解明されていない化学物質による環境に影響を与えるリスク、土壌汚染等の問題などの課題への対応も必要となっています。

## エ 身近な自然・野生生物種の減少（生物多様性の危機）

- 生物多様性においては、人間活動や開発により生態系が破壊されたり、生活様式や産業構造の変化などによる自然（里山<sup>8</sup>、草地の利用など）に対する働きかけの減少等により、生態系の質的な劣化も懸念されています。
- 加えて、絶滅が危惧される野生生物の種数が増加傾向にある中、イノシシ、ニホンジカや、外来種<sup>9</sup>などによる生態系、農林水産業等への影響が発生しています。

## オ 課題解決のための基盤整備

- 前述の4つの課題を解決するためには、横断的な仕組みづくりが必要です。
- 学校では各教科や総合的な学習の時間において、地域では社会教育や NPO 等の民間団体により、企業では環境関連の法規制、ISO14001<sup>10</sup>等や社会的責任の観点から、それぞれ環境教育の取組が進んでいます。これらの取組により県民の環境意識は高まっていますが、必ずしも具体的な行動に結びついていない面もあり、多様な主体と連携・協働し、様々な機会を通じてエコ活動を行う人づくりを推進する必要があります。
- また、消費者の意識の変化や、環境への対応等を背景とした市場ニーズの拡大等により、環境にかかる市場・雇用の規模が今後大きく伸びることが予測されています。本県の環境の改善と経済の活性化に向け、新たな産業・ビジネスを育成する戦略的な取組が必要となっています。

6. 環境基準：環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

7. 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

8. 里山：市街地等で從来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

9. 外来種：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

10. ISO14001：「国際標準化機構」(International Organization for Standardization) が正式名称。1996 年に発行された ISO14001 は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。

### 3 計画策定の方針

#### (1) 計画の位置づけ

- 環境問題の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくりを進めるため、環境基本計画を策定します。
- この計画は、平成22年10月に策定した、県の「ひろしま未来チャレンジビジョン<sup>11</sup>」を環境の面から推進するため、「広島県環境基本条例」第9条の規定により環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的な事項を定め、次の役割を果たすものとします。

- 環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割
- 環境の保全に関する計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割
- 県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割
- 環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割

- また、「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」、「第3次広島県廃棄物処理計画」など個別計画に本計画の内容を反映し、詳細は各計画で定めます。

#### ひろしま未来チャレンジビジョン

#### 広島県環境基本計画

広島県地球温暖化防止地域計画

広島県廃棄物処理計画

11. ひろしま未来チャレンジビジョン：「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念にした、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン。(平成22年10月策定)

## (2) 新たな視点・ポイント

- 計画の策定に当たり、次の「新たな視点」や「ポイント」を盛り込んでいます。

### 新たな視点

- 本県が目指す環境の姿（将来像）を提示
- 目指す姿（将来像）の実現に向けて、県民・事業者・行政が果たす役割を提示

### ポイント

- 環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくり
- 環境と経済の好循環に向けた未来への投資
- 本県の地域特性や強みを生かした施策の展開

### ア 計画策定の新たな視点

- 地球温暖化問題等、その課題が、経済や社会の在り方そのものに関わり、長期間にわたる対策が求められる場合は、あるべき将来像を示し、その実現のために、どのような施策を展開するかを考えていくこと（バックキャスト）が重要です。
- このため、本計画においては、環境の目指す姿（将来像）を提示し、県民、事業者、行政などあらゆる主体がこの将来像を共有した上で、各主体が果たす役割を明確にし、各将来像の実現に向けた施策を展開することにより、基本理念の具現化を図っていきます。

### イ 計画策定のポイント

- 地球温暖化問題に見られるように、地球全体又は地域における環境面からの負荷の許容量には限界があります。環境保全の観点から持続可能な社会・経済の姿を目指すことが、将来にわたる持続可能な発展に結びつくものと考えられます。
- 本県は、瀬戸内海沿岸の豊富な日射量や、西中国山地の豊富な森林資源に恵まれており、これらを生かした太陽光発電や、バイオマス<sup>12</sup>エネルギー導入に高いポテンシャルがあります。

12. バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことだが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。

- また、太陽電池<sup>13</sup>関連産業や LED<sup>14</sup>関連産業が集積しているほか、ものづくり産業における世界トップレベルの技術や、トップシェアを誇る企業等の集積を生かした新たな取組（環境・エネルギー関連産業等）など、成長産業への潜在能力を有しています。
- そのほか、県民・事業者に環境に配慮した実践行動を呼びかける「ひろしま環境の日」の設定や、地域での地球温暖化問題や廃棄物問題解決のための環境保全活動が活発に行われるなど、基盤づくりが進んでいます。
- 本県の強みであるこれらの自然資源や基盤の活用、産業の活性化により、温暖化対策を始めとする環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することにより環境も良くなるような環境と経済の関係「環境と経済の好循環」を目指します。

### (3) 計画の期間

#### 【計画の期間】

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度まで（5年間）

- 本計画の期間は、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの5年間とします。
- 計画の内容については、社会情勢の変化、科学技術の進歩及び科学的知見の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

---

13. 太陽電池：半導体の一種で、光エネルギーを直接電気に変え、太陽光を受けている間だけ電気を発生する太陽光発電装置。  
14. LED: 発光ダイオード (Light Emitting Diode)，電気を流すと発光する半導体。

## 第2節 基本理念・施策体系

### 1 基本理念

#### 【基本理念】

### 「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」

～持続可能な社会に向けて、あらゆる主体が考え方行動することで、広島が変わる。～

- 旧計画（第1次基本計画、第2次基本計画）の基本理念【環境にやさしい広島づくりと次代への継承】は、「広島県環境基本条例」の趣旨・目的の下に、環境基本計画を貫くコンセプトとして定められています。
- 本計画でも、持続可能な地域社会を構築し次代へ継承する旧計画の基本理念【環境にやさしい広島づくりと次代への継承】を引き続き基本理念とします。  
本計画で示す諸施策は、全てこの基本理念を具現化するためのものです。
- 更に、基本理念を補完し、県民、事業者へメッセージを発信するため、「持続可能な社会に向けて、あらゆる主体が考え方行動することで、広島が変わる。」をサブテーマとして定めました。

#### 広島県環境基本条例 前文

わたしたちの広島は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ、遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で、生活を営み、産業を興し、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を環境に排出していく営みでもあり、環境に大きな影響を及ぼしている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、県民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、広島の健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

## 2 基本理念を実現する5つの施策体系

- 第1次、第2次計画では、基本理念の具体化に向け【循環】・【地球】・【共生】・【参加】・【連携】の5つの基本目標が定められていました。
- 本計画では、5つの今日的課題である「温暖化の危機」、「資源循環の更なる推進」、「地域環境の更なる改善」、「生物多様性の危機」、「課題解決のための基盤整備」に対応するため、【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】に加え、これらと横断的に関係する【持続可能な社会の基盤づくり】をあわせて、5つの施策体系に再構築します。

**【基本理念】**

### 「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」

～持続可能な社会に向けて、あらゆる主体が考え方行動することで、広島が変わる。～

### 基本理念を実現する5つの施策体系

広島の特性を生かした  
「低炭素社会の構築」<sup>※1</sup>

広島の更なる3Rを進める  
「循環型社会の実現」<sup>※2</sup>

(分野横断的)  
広島の次代に向けた  
「持続可能な社会の基盤づくり」

広島の良好な  
「地域環境の保全」

広島の豊かな  
「生物多様性の保全」

※1 「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」で詳細を定める。

※2 「第3次広島県廃棄物処理計画」で詳細を定める。

## 第3節 目指す姿（将来像）

- 本計画においては、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に示す基本理念「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」の下、環境分野での目指す姿（将来像）『環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みが構築されている』を具体的に表す将来像を示します。
- 将来像は、再構築した5つの施策体系【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】、【持続可能な社会の基盤づくり】ごとに、おおむね10年先のイメージとして目指す姿を提示します。県民、事業、行政などあらゆる主体がこの将来像を共有し、各将来像の実現に向けた施策を展開することにより、基本理念を具現化します。

### 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

#### 【目指す姿】

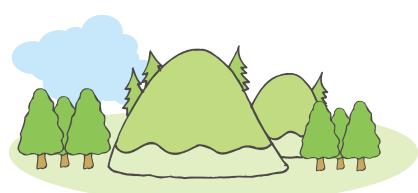
- 各家庭では、省エネ家電、エコカー、省エネ住宅など化石燃料やエネルギー消費の少ない商品や設備が身近なものとして普及・定着しています。
- 各企業では、生産や流通などの過程において低炭素型の施設・設備を導入しています。
- 都市部では、バスや電車などの公共交通機関や自転車の利用が進んでいます。
- 豊富な日射量を生かした太陽光発電、中国山地の豊富なバイオマス等、地域の特性に応じた再生可能エネルギーが広く普及しています。
- 森林が適切に整備・管理されており、二酸化炭素の吸収源としての機能が維持されています。



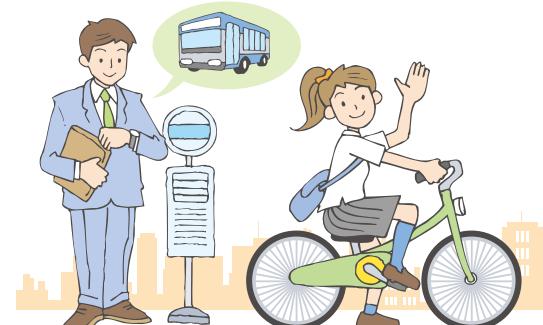
**省エネルギー・省資源のライフスタイル**  
(太陽光発電、LED照明、エコカー、省エネ家電等)



**事業活動の省エネルギー化**



**森林吸収源対策を推進**



**公共交通機関や自転車を積極的に利用**

## 広島の更なる3R<sup>15</sup>を進める「循環型社会の実現」

### 【目指す姿】

- 県民・事業者が、廃棄物の3R(発生抑制、再使用、リサイクル)のそれぞれの段階に応じた取組を展開することにより、天然資源の消費が少ない循環型社会が実現しています。
- 不法投棄・不適正処理が行われず、処理施設・リサイクル施設が充実し、廃棄物が安全・安心に処理されています。



## 広島の良好な「地域環境の保全」

### 【目指す姿】

- 公園や下水道、交通環境の整備などにより、誰もが安全で快適なまちづくりが進んでいます。
- 化学物質対策、土壤汚染対策等が実施され、良好な空気・水・土壤が確保でき、安全・安心に暮らせる環境が保たれています。



15. 3R : リデュース (Reduce : 発生抑制), リユース (Reuse : 再使用), リサイクル (Recycle : 再生利用) をいう。リフューズ (Refuse : 過剰包装等の拒否), リペア (Repair : 修理) を含めて 5R とすることもある。

## 広島の豊かな「生物多様性の保全」

### 【目指す姿】

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人との共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されています。



豊かな自然 中国山地・瀬戸内海の保全



自然と人との共生社会

(分野横断的施策)

## 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

### 【目指す姿】

- 環境学習が充実しており、誰もが環境に配慮した行動をとり、また地域の一員として地域活動やボランティア活動に積極的に参画しています。
- 全ての産業が環境に配慮した事業活動を展開しています。
- 県内ものづくり産業の持つ技術力や地域資源を活用した環境関連技術・製品開発が進展しています。



環境学習や環境保全活動へ積極的に参画



環境への負荷の少ない商品やサービスの選択



環境に配慮した行動

ものづくり産業の技術力、  
地域資源を生かした  
環境関連技術や製品開発

# 第2章 取組の方向

## 第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

### 1 目指す姿

- 各家庭では、省エネ家電、エコカー、省エネ住宅など化石燃料やエネルギー消費の少ない商品や設備が身近なものとして普及・定着しています。
- 各企業では、生産や流通などの過程において低炭素型の施設・設備を導入しています。
- 都市部では、バスや電車などの公共交通機関や自転車の利用が進んでいます。
- 豊富な日射量を生かした太陽光発電、中国山地の豊富なバイオマス等、地域の特性に応じた再生可能エネルギーが広く普及しています。
- 森林が適切に整備・管理されており、二酸化炭素の吸収源としての機能が維持されています。

### 2 現状と課題

#### (1) 二酸化炭素の排出量

- 本県の平成19年度の二酸化炭素排出量は、5,873万トンとなっています。これを部門別に見ると、産業部門の排出量が4,195万トンで、県全体の71.4%と最も大きな割合を占め、国の割合(46.5%)と比較して、排出割合が高いのが特徴です。
- 運輸部門の排出量は696万トンで、県全体の11.9%と二番目に大きな割合を占めています。
- 民生(家庭)部門の排出量は467万トン、民生(業務)部門は465万トンと県全体で三番目と四番目の割合を占めており、ともに排出量の伸びが大きいのが特徴です。
- また、県全体の排出量は、平成2年と比べて34.6%の増加になっており、改定前の「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める削減目標である平成2年度比2%削減の達成は困難な状況です。
- 二酸化炭素の排出は、我が国のエネルギー政策、産業政策、運輸政策などと密接に関連しており、国と県の施策の一体的な展開が不可欠です。

図表2-1-1 二酸化炭素排出量と伸び率（平成19年度）

区分	H2基準年		H19実績		H2～H19伸び率		備考
	国 (万t)	県 (万t)	国 (万t)	県 (万t)	国 (%)	県 (%)	
産業	61,330	3,088	60,460 (46.5%)	4,195 (71.4%)	▲1.4	35.8	県目標 H22年度に、H2排出量比▲2%※
運輸	21,700	599	24,500 (18.8%)	696 (11.9%)	12.9	16.2	国目標 H20～24年度の間で、H2年度排出量比▲6%※
民生(家庭)	12,700	326	18,000 (13.8%)	467 (8.0%)	41.7	43.3	※温室効果ガス全体の削減率
民生(業務)	16,400	300	24,300 (18.7%)	465 (7.9%)	48.2	55.0	
廃棄物	2,270	48	2,840 (2.2%)	50 (0.9%)	25.1	4.2	
合計	114,400	4,362	130,100	5,873	13.7	34.6	

※産業にはエネルギー転換(発電施設等の自家消費), 工業プロセス(セメント生産など)を含む。資料：県環境政策課

## (2) 省エネルギー対策の推進

- 長期的には、更に大幅な二酸化炭素の排出削減を行う必要があり、社会経済のあらゆるシステムを構造的に二酸化炭素の排出が少ないものとする必要があります。
- また、これまでの普及啓発中心の施策だけではなく、県民・事業者の意識と行動の変革につながる、実効性のある取組の推進や、先導的・モデル的な取組を通じた実践型の施策展開が必要となっています。

## (3) 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進

- エネルギー供給面においても温室効果ガスの削減効果の高い対策を実施する必要があります。
- 日射量が多いという本県の地域特性を生かした太陽光発電の導入や、豊富な森林資源を活用した発電・熱利用も進められています。これらの地域特性に応じた再生可能エネルギー(太陽光発電, バイオマスなど)の一層の普及拡大が必要となっています。

## (4) 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

- 森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「J-VER制度<sup>16</sup>」など、森林を二酸化炭素の吸収源として評価する制度が普及しつつありますが、木材価格の長期低迷や木を使わないライフスタイルへの変化等により、林業生産活動が停滞し、森林整備が行われていない人工林等が広く存在しています。
- 森林による二酸化炭素吸収量の確保のため、人工林等の森林整備の推進が必要となっています。

16. J-VER制度：Japan Verified Emission Reduction の略。登録されたプロジェクトから生じた温室効果ガスの排出削減・吸収量をオフセット・クレジット(J-VER)として認証、発行する仕組。J-VERは、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組(商品・サービス・会議・イベント・自己活動等)に活用することができる。

### 3 施策の方向

#### 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築

##### 1 省エネルギー対策の推進

###### (1)二酸化炭素排出量の削減対策の推進

ア 産業・民生(業務)部門対策

イ 運輸部門対策

ウ 民生(家庭)部門対策

エ 廃棄物部門対策

##### 2 再生可能エネルギーの導入促進

###### (1)本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進

##### 3 森林吸収源対策の推進

###### (1)森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

## 4 主な施策

### 国の施策との一体的展開

- ◆ 二酸化炭素の排出は、我が国のエネルギー政策、産業政策、運輸政策などと密接に関連しているため、国と県の施策を一体的に展開します。
- ◆ 国は、温暖化対策に係る全国的な枠組み、仕組みづくりの役割を担い、県は、国の施策を踏まえた各主体の自主的取組の促進を図ります。

## 1 省エネルギー対策の推進

### (1) 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

#### ア 産業・民生（業務）部門対策

- 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度の見直し検討
  - ・広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）に基づく「温室効果ガス削減計画」の策定・公表、県への提出など、制度の見直しを検討します。
- 環境にやさしい事業活動の普及促進
  - ・環境マネジメントシステム<sup>17</sup>の導入効果などを広く情報発信し、事業者による ISO14001 やエコアクション 21<sup>18</sup>等の環境マネジメントシステムの導入を促進します。
  - ・環境物品等（環境負荷の低減に資する物品・サービス）の購入など、事業者が行う自主的な削減に向けた取組を促進します。
- 新エネ・省エネ設備等の導入促進
  - ・広島県グリーンニューディール基金を活用し、中小企業等が行う施設整備及び新エネルギーの導入を支援します。
  - ・高断熱建物、高効率空調、高効率照明など省エネ設備等の導入や ESCO 事業<sup>19</sup>の活用などの促進に向けた普及啓発を行います。
- 国内クレジット制度の活用
  - ・「国内クレジット制度」「J-VER制度」等を活用した二酸化炭素の削減対策を検討します。
- 県の事務事業における率先行動の更なる推進
  - ・県の事務事業における率先行動を更に推進し、高効率照明や空調等の導入、ESCO 事業の実施など、県庁舎等の省エネルギー化を計画的に行います。
  - ・県が実施するイベント等でカーボンオフセット<sup>20</sup>の導入を促進します。

17. 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。

18. エコアクション 21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。

19. ESCO 事業：ESCO (Energy Service Company) 事業の略で、ESCO 事業者が、施設の照明や空調などエネルギー設備を省エネ型に改良転換することを提案し、設計・施工・運転管理まで包括的に提供することにより省エネルギー化を実現し、かつ、その効果を保証する事業。設備の改修費等初期投資を、省エネルギー化による光熱水費削減分で回収する。

20. カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出された CO<sub>2</sub>について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

**【目標値及び環境の状態等を測る指標】**

項目	目標値・指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
目標	二酸化炭素排出量(産業)	—	エネルギー消費原単位をH19年度から13%改善	272	H32
	二酸化炭素排出量(民生(業務))	万t-CO <sub>2</sub>	465(H19)		
指標	業務用太陽光発電導入量	k1(原油換算)	393(H20)	19,200	H27
	エコアクション21認証取得事業場数	件	112	400	

## イ 運輸部門対策

### ○ 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の見直し検討

- ・生活環境保全条例に基づく「自動車使用合理化計画」(自動車の使用の合理化、低公害車の導入、エコドライブ<sup>21</sup>等) 策定・公表制度の見直しを検討します。

### ○ 低炭素型交通体系の推進

- ・道路整備、交通管制システムの高度化を推進し、交通の円滑化を図ります。
- ・ノーマイカーデーの実施、公共交通機関の利用促進、都市中心部でのレンタサイクルの実施や、パーク&ライド<sup>22</sup>駐車場情報提供システムの拡充や維持運営を行います。
- ・LED式信号灯器等の整備を推進します。

### ○ 物流・人流の効率化等

- ・貨物自動車の効率的運行、共同輸配送、鉄道・船舶輸送等を促進します。
- ・物流拠点の整備等により、物流・人流の効率化・円滑化を図ります。

### ○ 低公害車等の導入拡大に向けた普及啓発

- ・走行中にCO<sub>2</sub>を排出しない電気自動車など、低公害車の普及に向けた啓発を実施します。

### ○ エコドライブ等の普及

- ・エコドライブや、アイドリングストップ等、環境にやさしい運転の啓発や広報活動を推進します。

### ○ 県自らの低公害車の率先導入

- ・県が次世代低公害車を率先して導入し、地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図り、イベントや環境学習等に活用します。
- ・「広島県グリーン購入方針<sup>23</sup>」に基づき、県の公用車に低公害車を率先して導入します。

21. エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどがあげられる。

22. パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

23. 広島県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等(環境物品等)の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。

**【目標及び環境の状態等を測る指標】**

項目	目標値・指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
目標	二酸化炭素排出量(運輸)	万t-CO <sub>2</sub>	696(H19)	530	H32
指標	低公害車導入台数	万台	46	176	

## ウ 民生(家庭)部門対策

### ○ 住宅用太陽光発電等

- ・広島県グリーンニューディール基金等を活用して、住宅用の太陽光発電の導入を促進します。

### ○ 低炭素型まちづくりの推進

- ・地域資源を生かした低炭素型まちづくりを推進します。

### ○ 地域における温暖化防止の取組の促進

- ・「広島県地球温暖化防止活動推進センター<sup>24</sup>」、「地球温暖化防止地域協議会<sup>25</sup>」、「地球温暖化防止活動推進員<sup>26</sup>」、「ひろしま地球環境フォーラム<sup>27</sup>」等と連携し、地域における取組を推進します。

### ○ ヒートアイランド対策

- ・都市公園<sup>28</sup>等の整備の促進、建築物の屋上緑化、壁面緑化を促進します。
- ・市町による「緑の基本計画<sup>29</sup>」の策定、緑地の配置を促進します。

### ○ 実践行動を促すための情報発信・普及啓発

- ・「ひろしま環境の日」(毎月第一土曜日)実践行動を始め、地域、家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組に向けた実践行動を促すための、情報発信・普及啓発に努め、県民運動を着実に推進します。
- ・省エネ家電、エコカー、エコ住宅、エコリフォーム、長期優良住宅<sup>30</sup>の普及、高効率給湯器、住宅用太陽光発電などの啓発を促進します。

24. 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日に(財)広島県環境保健協会を指定。

25. 地球温暖化防止地域協議会：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

26. 地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱。

27. ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

28. 都市公園：都市公園法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等。

29. 緑の基本計画：「都市緑地法」に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。

30. 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

## 【目標及び環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目(内容)	単位	現状値(H19)	目標値	目標年度
目標	二酸化炭素排出量(民生(家庭))	万t-CO <sub>2</sub>	467(H19)	273	H32
指標	住宅用太陽光発電導入量 長期優良住宅の認定数	k1(原油換算) 件	6,795(H20) 1,054(H21)	44,800	

**工 廃棄物部門対策**

- ・廃棄物の3Rの推進とともに、廃棄物処理における熱回収(サーマルリサイクル<sup>31</sup>)等を推進します。

## 【目標及び環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目(内容)	単位	現状値(H20)	目標値	目標年度
目標	二酸化炭素排出量(廃棄物)	万t-CO <sub>2</sub>	50(H19)	45	H32
指標	廃棄物発電導入量 廃棄物熱利用導入量	k1(原油換算)	22,451 28,551	61,300 110,300	

**2 再生可能エネルギーの導入促進****(1) 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進**

- 太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの普及促進
  - ・本県の地域特性に応じた太陽光発電・熱利用、バイオマス発電・熱利用などの普及を促進します。
  - ・下水道未利用エネルギーの有効活用として、汚泥消化ガスを利用した発電を推進します。また、汚泥の燃料利用を検討します。
- 民間事業者による大規模太陽光発電の導入促進に向けた取組
  - ・関係市町や関係部局と連携して、初期投資の低減につながる地方公共団体の関与のあり方を検討します。
  - ・大規模太陽光発電の導入に関心のある企業に対し、適地リストや先進事例の紹介を進めます。

31. 熱回収(サーマルリサイクル)：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

## 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H20)	目標値	目標年度
太陽光発電導入量	k1(原油換算)	7,188	64,000	H32
太陽熱利用システム導入量		42,127	50,700	
バイオマス発電導入量		66,459	97,000	
バイオマス熱利用導入量		297,803	385,500	
廃棄物発電導入量		22,451	61,300	
廃棄物熱利用導入量		28,551	110,300	

### 3 森林吸収源対策の推進

#### (1) 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

##### ○ 森林整備の推進

- ・産業として自立するための支援を通じ、林業事業体等による森林整備を推進します。
- ・多様な主体が参加する森林整備・保全活動を推進します。

##### ○ 保安林<sup>32</sup>等による保護・保全措置の推進

- ・計画的な保安林の指定や、機能が低下した保安林の保安林機能の維持・向上のため、治山事業等を実施します。

##### ○ J-VER制度の活用

- ・J-VER制度を活用した県有林の整備を行います。
- ・また、この取組が契機となって、県内の民有林にJ-VER制度の導入が進むよう、周知を図ります。

## 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
森林吸収源の算定対象となるFM林 <sup>33</sup> 面積	千ha	209	216	H27

32. 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

33. FM林：FM (Forest Management) 林とは、森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

## 第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

### 1 目指す姿

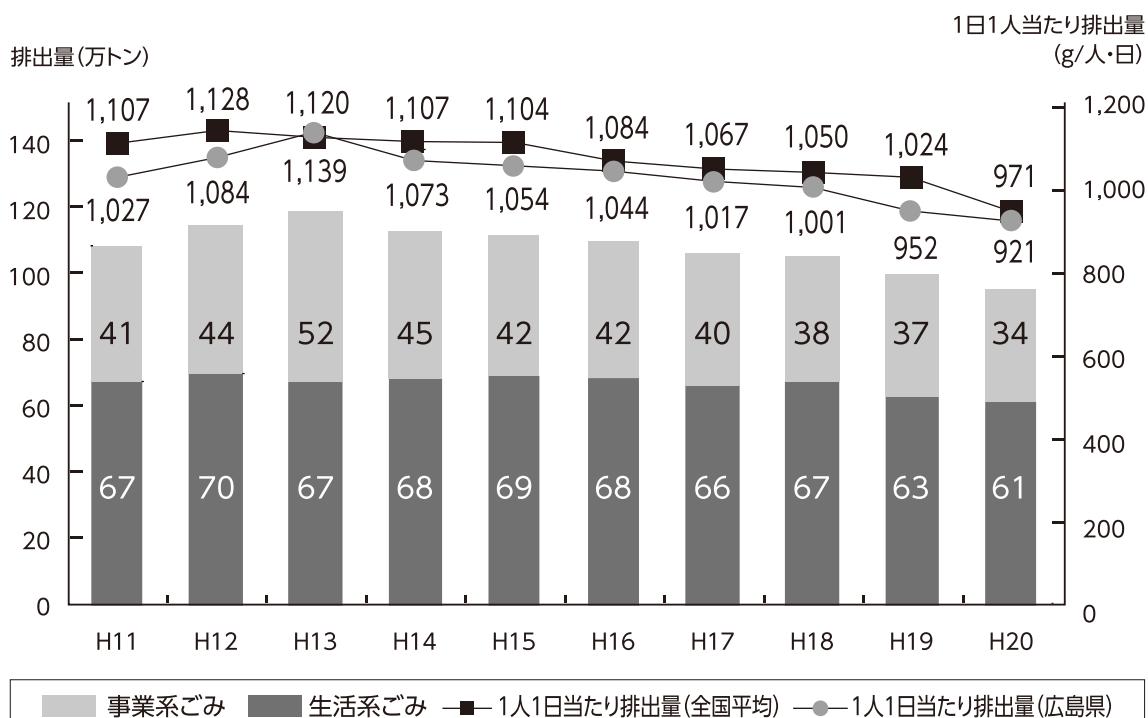
- 県民・事業者が、廃棄物の3R(発生抑制、再使用、リサイクル)のそれぞれの段階に応じた取組を展開することにより、天然資源の消費が少ない循環型社会が実現しています。
- 不法投棄・不適正処理が行われず、処理施設・リサイクル施設が充実し、廃棄物が安全・安心に処理されています。

### 2 現状と課題

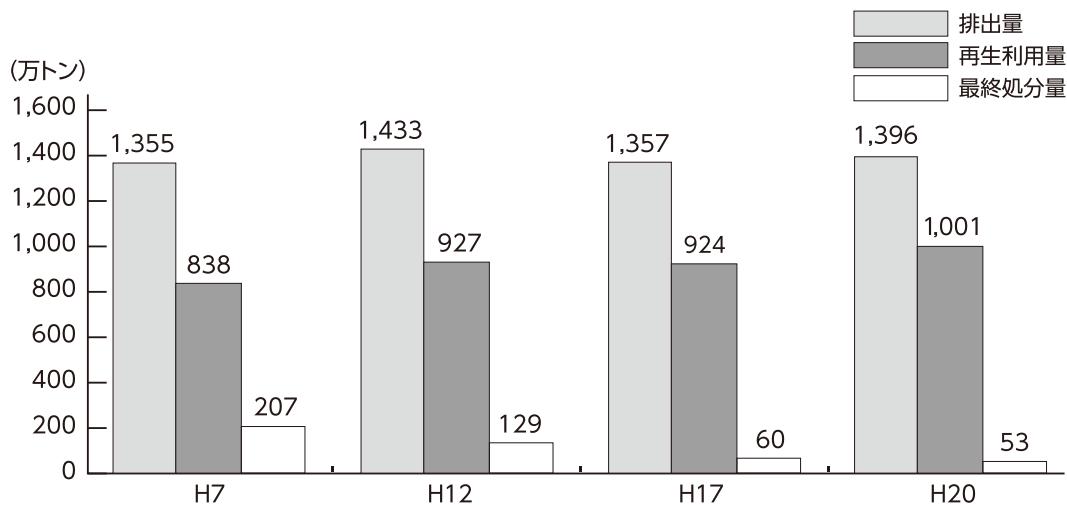
#### (1) 廃棄物の排出の状況

- 一般廃棄物は、市町が定める処理計画に沿って処理が行われています。県全体及び1人1日当たりの排出量はともに、平成13年度までは増加傾向にありましたが、平成14年度から、減少に転じています。
- また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、おおむね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表2-2-1 一般廃棄物排出量の推移



図表 2-2-2 産業廃棄物排出量の推移（広島県）



図表 2-2-3 第2次廃棄物処理計画の減量化目標（一般廃棄物（ごみ））

単位：万トン

区分	平成17年度 実績		平成20年度 実績		平成22年度 計画目標	
	排出量に 占める割合	排出量	排出量に 占める割合	計画 目標比	排出量に 占める割合	
排出量	—	106.6	95.3	△0.7%	96.0	—
再生利用量	20.1%	21.4	21.4%	▲15.0%	24.0	25.0%
最終処分量	14.9%	15.9	11.5%	△15.4%	13.0	13.5%

(注) △: 計画目標値に比べて少ない(目標を達成している)

▲: 計画目標値を超えている(目標を達成していない)

図表 2-2-4 第2次廃棄物処理計画の減量化目標（産業廃棄物）

単位：万トン

区分	平成17年度 実績		平成20年度 実績		平成22年度 計画目標	
	排出量に 占める割合	排出量	排出量に 占める割合	計画 目標比	排出量に 占める割合	
排出量	—	1,357	—	1,396	△3.9%	1,453
再生利用量	68.1%	924	71.7%	0.0%	1,001	68.9%
最終処分量	4.4%	60	3.8%	▲12.8%	47	3.2%

(注) △: 計画目標値に比べて少ない(目標を達成している)

▲: 計画目標値を超えている(目標を達成していない)

## (2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

- 一般廃棄物、産業廃棄物とともに、各種リサイクル法の整備などを背景にしたリサイクルへの着実な取組により、再生利用率は増加傾向にあります。循環型社会実現に向け、更なる3Rの推進が必要です。
- こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、事業化に結びつくりサイクル技術の研究開発、リサイクル施設の整備、付加価値の高いリサイクル製品の生産や廃棄物のリサイクルシステム構築の取組を支援し、循環型社会ビジネスを振興する必要があります。

## (3) 適正処理・不法投棄防止対策

- 依然として不法投棄等の不適正処理が後を絶たない事から、施設への立入検査や関係機関と連携して不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。
- 廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

## (4) 処理施設の確保

- 一般廃棄物のごみ処理施設について、効率的・広域的・計画的な整備の推進を図る必要があります。
- 産業廃棄物の民間処分場の設置は困難な状況にあるため、これを補完する公共与処分場を計画的に整備する必要があります。

### 3 施策の方向

#### 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

##### 1 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

(1) 循環型社会の実現

(2) 一般廃棄物の3Rの推進

(3) 産業廃棄物の3Rの推進

##### 2 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策

(1) 一般廃棄物の適正処理

(2) 産業廃棄物の適正処理

(3) 不法投棄防止対策

### 4 主な施策

#### 1 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

##### (1) 循環型社会の実現（循環型社会と低炭素社会の統合的実現）

###### ○ リサイクルの推進

- ・事業者が実施するコベネフィット型技術<sup>34</sup>を含めた発生抑制、減量化、リサイクル等の研究開発や施設整備を支援します。
- ・所定の要件・基準に適合したリサイクル製品の登録を行うとともに、リサイクル製品の普及促進、販路・利用用途の拡大に向けた取組を支援します。
- ・リサイクル技術等の研究開発などに携わる人材の育成に取り組みます。
- ・廃棄物のレアメタル<sup>35</sup>の回収について検討を行います。
- ・廃棄物の焼却時に発生する熱の有効利用を図るため、事業者の熱回収施設導入の意向を把握し、支援のあり方を検討します。また、廃棄物処理法に基づく熱回収の知事認定を受けようとする業者の取組を支援します。

34. コベネフィット型技術：環境対策（廃棄物対策）と地球温暖化対策を同時に進めることができる技術。

35. レアメタル：地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由により抽出困難な金属のうち、現在、工業用需要があり、今後も需要があるもの。又は、今後の技術革新に伴い、新たな工業用需要が予想されるもの。

### ○ リサイクル産業の集積・育成

- ・びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖町）におけるリサイクル産業の立地を推進し、企業間連携の推進とリサイクル産業の育成を図ります。
- ・引き続き、福山リサイクル発電事業<sup>36</sup>（RDF<sup>37</sup>発電・灰溶融）を実施し、可燃ごみの広域処理と熱回収（サーマルリサイクル）を通じた環境、資源、エネルギー対策を推進します。

## (2) 一般廃棄物の3Rの推進

### ○ 発生抑制及び減量化

- ・ごみ処理の有料化の導入など、生活系・事業系ごみの減量化対策について、市町と連携して推進します。
- ・また、ごみの分別排出の徹底によるリサイクルの推進や一般廃棄物処理コスト分析等による効率的な処理等の推進を図ります。

## (3) 産業廃棄物の3Rの推進

### ○ 発生抑制及び減量化

- ・「廃棄物処理法」及び「生活環境保全条例」に基づき、減量化計画の策定が義務付けられている多量排出事業者などに対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導します。

### ○ 建設廃棄物のリサイクルの推進

- ・コンクリート、アスファルトコンクリート等のがれき類の再生品は、公共工事で積極的に使用することによりリサイクルを先導し、着実なリサイクルの推進を図るほか、リサイクルを容易にするため、分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を啓発します。

### ○ 廃プラスチック類・木くずの燃料化等を通じた減量化、再生利用

- ・地球温暖化防止、資源の有効利用の観点から、廃プラスチック類の燃料化（RPF）が進められており、引き続き、こうした取組を推進します。また、木くずについては、原材料への使用又は熱利用により有効利用を図るとともに、木質バイオマス等の活用に向けた取組を支援します。

### ○ 産業廃棄物埋立税を活用した産業廃棄物の発生抑制及び減量化

- ・産業廃棄物埋立税の活用施策のあり方について、外部有識者などとともに、更なる3Rの推進に向けた新たな施策展開を検討します。

36. 福山リサイクル発電事業：広域リサイクルシステムの中核として、福山市箕沖地区において、RDFを利用し、発電や灰溶融を行う事業。

37. RDF : Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

## 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H20)	目標値	目標年度
一般廃棄物排出量	万t	95.3	85.8	H27
一般廃棄物再生利用量		20.4	20.9	
一般廃棄物再生利用率		21.4	24.4	
一般廃棄物最終処分量		11.0	9.5	
産業廃棄物排出量		1,396	1,502	
産業廃棄物再生利用量		1,001	1,081	
産業廃棄物再生利用率		71.7	72.0	
産業廃棄物最終処分量		53	50	

## 2 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策

### (1) 一般廃棄物の適正処理

- 適正処理対策の推進
  - ・高齢社会への対応など、社会環境の変化に対応した処理体制の構築に向けた市町への支援を行います。
- 処理施設の確保・維持管理
  - ・温暖化対策（廃棄物発電、熱回収等）も講じた一般廃棄物処理施設の計画的な整備、適正・効率的な維持管理について、市町への支援を行います。
- 災害廃棄物の処理対策の推進
  - ・広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進します。

### (2) 産業廃棄物の適正処理

- 適正処理の推進
  - ・廃棄物処理の基本である、廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的な施策を展開し、適正処理を推進します。
  - ・産業廃棄物管理票制度の適切な運用等により、排出事業者による委託した産業廃棄物の処理状況の確認を徹底し、処理の流れを迅速かつ的確に把握できる電子マニフェスト<sup>38</sup>の普及を図ります。
  - ・PCB廃棄物を保管する事業者に、処理されるまでの適正な保管と、日本環境安全事業株式会社<sup>39</sup>（北九州市）での計画的な処理を周知します。また、アスベスト<sup>40</sup>廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設による適正処理を推進します。

38. マニフェスト：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

39. 日本環境安全事業株式会社：高濃度PCB廃棄物の処理を行っている政府全額出資の特殊会社。

- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、処理業者の優良認定を行うとともに、関係団体と連携して、処理業者が行う情報公開、社会貢献活動の取組を支援し、業界の健全な発展を図ります。

○ **処理施設の確保**

- ・処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、稼働中の施設は維持管理の遵守を指導し、施設に対する信頼性の確保を図ります。
- ・民間業者による最終処分場の確保が困難になっているため、広島市出島地区及び福山市箕沖地区において、公共関与による安全・安心な処分場を計画的に整備します。
- ・アスベスト廃棄物及び微量 PCB 廃棄物の適正処理を推進するため、無害化処理施設の整備を推進します。

### (3) 廃棄物不法投棄防止対策

○ **不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化**

- ・陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不法投棄等の不適正処理の早期発見を図り、原因者の究明や改善指導を徹底します。
- ・県庁に設置する「不法投棄 110 番・ファックス」、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄などの不適正処理の情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、早期対応・早期解決に努めます。
- ・県・市町・警察署等で構成する地区不法投棄防止連絡協議会や市町職員の県職員への併任制度等により、市町等の関係機関と連携して、地域に根ざした監視、啓発活動を推進します。

○ **市町の不法投棄防止対策に対する支援**

- ・引き続き、市町が実施する不法投棄防止対策に関する事業に対して支援を行います。

**【環境の状態等を測る指標】**

指標項目(内容)	単位	現状値(H20)	目標値	目標年度
産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	8	0	設定なし
産業廃棄物の最終処分場の 残余年数	年	7.0(H19)	最終処分量の 10年以上を 確保	

40. アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法(1968)により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

## 第3節 広島の良好な「地域環境の保全」

### 1 目指す姿

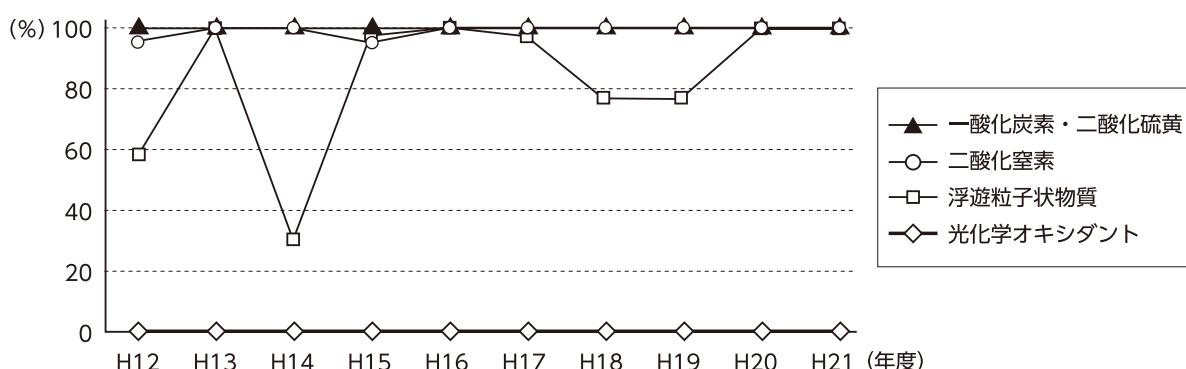
- 公園や下水道、交通環境の整備などにより、誰もが安全で快適なまちづくりが進んでいます。
- 化学物質対策、土壤汚染対策等が実施され、良好な空気・水・土壤が確保でき、安全・安心に暮らせる環境が保たれています。

### 2 現状と課題

#### (1) 大気環境

- 高度経済成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置や自動車排出ガス規制等により全般的に改善されてきました。その結果、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を達成していません。
- 交通渋滞は経済的損失だけではなく、排出ガスによる生活環境の悪化、CO<sub>2</sub>排出量の増加をもたらします。交通渋滞に対しては、交通容量の拡大策だけではなく、効率的な道路利用を促す交通需要マネジメント施策の推進が必要となっています。
- また、近年、大陸からの汚染物質等の移流による大気環境への影響のほか、微小粒子状物質 (PM2.5)<sup>41</sup>、塩化メチルなどの新たな汚染物質の影響が懸念されています。

図表 2-3-1 環境基準達成率

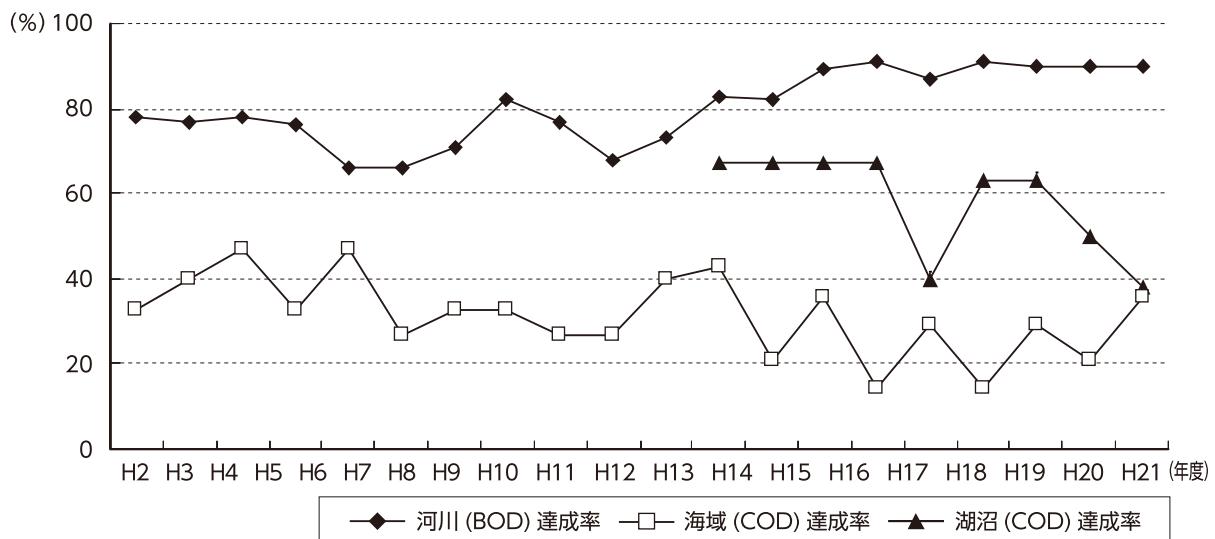


41. 微小粒子状物質 (PM2.5)：大気中に漂う粒径 2.5μm 以下の小さな粒子状物質 (PM : Particulate Matter の略)。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

## (2) 水循環

- 環境基準の類型が指定されている河川 24 水系 82 水域、海域 14 水域、湖沼 8 水域におけるBOD<sup>42</sup>（河川）・COD（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年（平成 16 年から 20 年度）の平均と比べて、河川及び海域はほぼ横ばい、湖沼は低下傾向となっています。
- 県内で排出される海域へのCOD汚濁負荷量は減少傾向ですが、内部生産や海底における有機物の蓄積などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。
- また、全窒素及び全りんの環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況は、全窒素及び全りんともにほぼ横ばいの傾向です。
- 平成 21 年度の污水処理人口普及率は、81.3%で、年々増加していますが、全国平均の 85.7%に比べて依然低い状態にあるため、地域の実情に応じた生活排水処理対策を計画的に進める必要があります。
- 引き続き、「広島県汚水適正処理構想」、「広島県水質総量削減計画」等に基づく施策を実施する必要があります。

図表 2-3-2 BOD(河川), COD(海域, 湖沼) 環境基準達成率 (%)



42. BOD (生物化学的酸素要求量) : Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

### (3) 環境汚染事案への対応

- 水質汚染事故は、毎年 200 件程度発生しています。水質及び大気の汚染事故の未然防止や、汚染事故時における適切な対応が必要となっています。

図表 2-3-3 水質汚染事故発生件数（件）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
発生件数	192	211	204	189	204	182

### (4) 化学物質等

- 現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。
- 人の健康や生態系に悪影響が生じないよう、適正な化学物質等の管理による環境への負荷の低減や、継続した環境状況のモニタリングを行う必要があります。

### (5) 土壌汚染対策

- 工場跡地等の土壌汚染については、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。平成 21 年4月には「土壌汚染対策法」の一部が改正され、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充や、規制対象区域の分類等による必要な対策の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設などの措置が講じられています。

### (6) 身近な生活環境・優れた景観等の保全

- 本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

### 3 施策の方向

#### 広島の良好な「地域環境の保全」

##### 1 良好的な大気環境の確保・健全な水循環等の確保

(1) 良好的な大気環境の確保

(2) 健全な水循環の確保

(3) 騒音・振動、悪臭の防止

(4) 県・市町・企業による環境保全対策

(5) 環境汚染事案への対応

##### 2 化学物質による健康リスクの低減・土壤環境の保全

(1) 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

(2) 土壤汚染対策の円滑な推進

##### 3 身近な生活環境・優れた景観等の保全

(1) 身近な生活環境の保全

(2) 優れた景観等の保全と創造

### 4 主な施策

#### 1 良好的な大気環境の確保・健全な水循環等の確保

##### (1) 良好的な大気環境の確保

###### ○ 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

- ・光化学オキシダントなどが緊急時レベルを超過した際に、県民に対し直接・迅速な情報提供システムの整備を検討します。

###### ○ 固定発生源対策の推進

- ・大気汚染常時監視システムの活用も図りながら、大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設等の立入指導等により、大気汚染物質の排出抑制を推進します。

### ○ 自動車排出ガス対策・交通の円滑化の推進

- ・ノーマイカーデーの実施、都市中心部でのレンタサイクルの実施や、パーク&ライド駐車場情報提供システムの拡充や維持運営を行います。（再掲）
- ・エコドライブや、アイドリングストップ等、環境にやさしい運転の啓発や広報活動を推進します。（再掲）
- ・道路整備、交通管制システムの高度化を推進し、交通の円滑化を図ります。（再掲）

### ○ 低公害車の普及促進

- ・生活環境保全条例に基づく「自動車使用合理化計画」（自動車の使用の合理化、低公害車の導入、エコドライブ等）策定・公表制度の見直しを検討します。（再掲）
- ・走行中に窒素酸化物などを排出しない電気自動車など、低公害車の普及に向けた啓発を実施します。
- ・県が次世代低公害車を率先して導入し、地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図り、イベントや環境学習等に活用します。（再掲）
- ・「広島県グリーン購入方針」に基づき、県の公用車に低公害車を率先して導入します。（再掲）

### ○ 新たな汚染物質の監視体制の整備

- ・新たに環境基準が設けられた微小粒子状物質（PM2.5）について、監視体制を検討します。

#### 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
環境基準達成率：二酸化窒素	%	100	100	H27
環境基準達成率：浮遊粒子状物質		100	100	
環境基準達成率：ベンゼン		100	100	
環境基準達成率：ジクロロメタン		100	100	

## (2) 健全な水循環の確保

### ○ 生活排水処理対策（し尿等）の推進

- ・「広島県汚水適正処理構想」に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図るとともに、浄化槽の適正管理を推進します。

### ○ 瀬戸内海に流入する負荷量の削減

- ・「広島県水質総量削減計画」に基づき生活排水対策、養殖漁業・農業・畜産業における環境負荷対策を推進し、瀬戸内海への負荷量の削減を図ります。
- ・また、水質汚濁の防止や河川流域の一体的な保全・再生、環境に関する知識の普及啓発を行い、COD排出負荷量の大きい事業者による負荷量削減の取組を促進します。

### ○ 水源林の保全・整備の推進

- ・水源の森<sup>43</sup>指定地における間伐等を実施し、水源林の保全・整備を促進します。

### ○ 地下水汚染対策の推進

- ・有害物質の適正な使用・保管の徹底などを通じ、有害物質による地下水汚染の防止を図ります。
- ・また、地下水の汚染が判明した場合には、関係機関等と連携し適切な対策を実施します。

#### 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
環境基準達成率：河川BOD	%	90.2	達成率の向上を図る	設定なし
環境基準達成率：海域 COD		35.7		
環境基準達成率：海域全窒素		88.9		
環境基準達成率：海域全りん		100	100	H27
環境基準達成率：地下水		86.7	達成率の向上を図る	設定なし
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域) :生活系COD	t/日	21(H20)	次期総量削減計画に定める	H26(予定)
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域) :産業系COD		30(H20)		
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域) :その他COD		6(H20)		
汚水処理人口普及率	%	81.3	88.7	H25

43. 水源の森:太田川流域及び芦田川・沼田川流域において、県、市町等が負担金を拠出し、(財)広島県農林振興センター(水源の森会計)を事業主体として、植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い、森林を長伐期化へ誘導するなど、水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施。

### (3) 騒音・振動、悪臭の防止

- 法、条例に基づき、適切な発生源ごとの騒音・振動防止対策、臭気指数規制による悪臭防止対策を推進します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
環境基準達成率 ：一般地域における騒音	%	88.3	達成率の向上 を図る	設定なし
環境基準達成率 ：道路に面する地域における騒音		57.7		
環境基準達成率 ：航空機騒音		100	100	H27
環境基準達成率 ：新幹線鉄道騒音		75.0	達成率の向上 を図る	設定なし

### (4) 県・市町・企業による環境保全対策

- 総合的かつきめ細かい環境保全対策を進めるため、公害防止計画、環境保全協定、公害紛争処理等による取組を推進します。

### (5) 環境汚染事案への対応

- 環境汚染の未然防止に向けた県民・事業者への啓発活動を推進します。
- また、環境汚染事故発生時に備え、関係機関、市町と連携し、環境汚染事故発生時における健康や生活環境等への被害を最小化するための緊急時体制の充実を図り、適切な対策を実施します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
水質事故発生件数	件	182	現状より減少させる	設定なし

## 2 化学物質による健康リスクの低減・土壤環境の保全

### (1) 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

#### ○ 化学物質の排出抑制の推進

- ・化学物質の環境リスク<sup>44</sup>に関する情報提供を充実させ、県民と企業間の「安全」・「安心」のギャップ低減を図ります。
- ・引き続き、ダイオキシン類<sup>45</sup>等の環境調査や、フロン回収破壊法等に基づくフロン類<sup>46</sup>の回収の徹底を図ります。

#### ○ 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく化学物質の自主管理の徹底

- ・化管法の適切な運用等を通じ、事業者による自主管理の徹底を促進します。

#### ○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

- ・建築物等の解体工事における監視指導の強化や、県民への広報・相談体制、県有施設におけるアスベスト対策の継続、アスベスト廃棄物処理技術の開発を促進します。

**【環境の状態等を測る指標】**

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
ダイオキシン類環境基準達成率 ：大気	%	100	100	H27
ダイオキシン類環境基準達成率 ：公共用水域		100	100	
ダイオキシン類環境基準達成率 ：土壤		100	100	
化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量：大気	t/年	7,092(H20)	排出量の 削減を図る	設定なし
化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量：公共用水域		228(H20)		
化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量：埋立処分		2,998(H20)		

44. 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

45. ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち 2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

46. フロン類：炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。このうち、フッ素、炭素及び塩素だけで構成されているものを CFC（クロロフルオロカーボン）といい、特にオゾン層を破壊する力の強い CFC-11 などの 5 つを特定フロンという。CFC は 1995 年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFC がオゾン層を破壊するため、その代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、大きく分けて HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン、2020 年生産全廃）と HFC（ハイドロフルオロカーボン、塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ）の 2 種類がある。

## (2) 土壤汚染対策の円滑な推進

### ○ 土壤汚染の未然防止

- ・土地所有者等による土壤汚染調査や指定申請等の適切な運用を促進します。
- ・土壤汚染が確認された土地における適正な処理を促進します。
- ・汚染土壤処理業者に係る適切な指導を実施します。

### ○ 農用地の汚染防止

- ・「肥料取締法」に基づく肥料生産者に対する品質管理の指導や、「農薬取締法」に基づく農薬使用者に対する適正な使用等を指導します。

## 3 身近な生活環境・優れた景観等の保全

### (1) 身近な生活環境の保全

- ・「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定や、住区基幹公園・都市基幹公園等の整備、風致地区・緑地保全地区の指定、街路樹の植栽、法面の自然植生の回復等により、まちのみどりの保全・創造を推進します。
- ・地域住民や森林ボランティア等による里山<sup>47</sup>林の保全を支援します。
- ・農業生産活動を基本とした農用地の保全を図ります。

### (2) 優れた景観等の保全と創造

#### ○ 景観行政団体への移行及び景観計画策定の促進

- ・「景観法」に基づき市町主体の景観行政を促進します。

#### ○ 地域景観の保全や創造、活用等の支援

- ・世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など、県特有の豊かな自然景観を、各種関連法規の適切な運用により、これらの保全、創造、活用を図ります。

#### ○ 地域における歴史的・文化的環境の保全

- ・貴重な文化財の活用と次代への継承を図るため、文化財の保護を推進します。

#### 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積		818		
自然公園面積		37,853		
森林ボランティア参加数	人	56,000	70,000	H27
景観計画策定市町数	市町	3	増加を図る	設定なし

47. 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

## 第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」

### 1 目指す姿

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人との共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されています。

### 2 現状と課題

#### (1) 生物多様性の保全

- 本県は、中国山地を形成する 1,000m 級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息・生育する野生生物 15,314 種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として 751 種（うち 11 種はすでに絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。
- こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。
- また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。
- 一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林水産業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。
- 更に、国内の他地域から持ち込まれたものを含め、外来種は、在来の生物を食べたり、生息・生育場所やエサを奪ったり、近縁種と交雑し遺伝的なかく乱をもたらすなど、地域固有の生態系への影響が深刻化しています。

## (2) 自然公園の効率的かつ適切な管理、自然とのふれあいの推進

- 我が国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する優れた自然の風景地を「自然公園法」に基づき、それぞれ国立公園、国定公園、県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。
- また、森林は、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止、生活環境保全、保健休養、生物多様性の保全などの公益的な機能を有しています。
- 本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる 612 千 ha（平成 22 年 4 月現在、全国第 10 位）であり、面積は横ばいで推移していますが、森林所有者だけでは維持管理が困難となっている森林が増加しており、県民の理解と参加を得ながら、森林の公益的機能を持続的に維持発揮できる多様な森林づくりが必要となっています。
- 一方、農用地は、農作物の生産や水源かん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間として、緑を保持し、県民にやすらぎを与える機能を持っていることから、こうした機能を維持・増進する必要があります。

図表 2-4-1 自然公園の面積（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域	うち特別 保護地区	普通地域
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

図表 2-4-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	地域(区)数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 (特別地区1,248, 普通地区806)
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 (陸域面積)
計	68	2,889

## (3) 瀬戸内海の環境保全

- 瀬戸内海地域は、豊かな自然と歴史・文化を共有しています。人口、産業等の集積、閉鎖性水域という特性に配慮した環境保全と多島美の自然景観の保全を図るため、関係府県等と連携して広域的な取組を推進するとともに、豊かな里海としての瀬戸内海の環境資源の活用を図ることが必要です。

### 3 施策の方向

#### 広島の豊かな「生物多様性の保全」

##### 1 生態系の保全と野生生物の種の保護

###### (1) 生物多様性の保全

##### 2 自然資源の持続可能な利用

###### (1) 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

###### (2) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

### 4 主な施策

#### 1 生態系の保全と野生生物の種の保護

##### (1) 生物多様性の保全

###### ○ 生物多様性地域戦略策定の検討

- ・広島県における生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本方針や総合的かつ計画的に講すべき施策等を検討します。

###### ○ 生物多様性保全を支える基盤づくり

- ・多様な主体の参画による保護推進体制の整備及び支援を行います。

###### ○ 生物多様性保全のための条例等の見直しの検討

- ・里地里山<sup>48</sup>など絶滅危惧種等が集中して生息・生育する区域の生態系を保護するため、保護区の拡充等を検討します。

###### ○ 生物多様性の県民への周知

- ・生物多様性に対する理解を深め、生態系の保全と持続可能な利用を図る重要性についての普及啓発を行います。

###### ○ 地域における人と自然との関係の再構築

- ・特定鳥獣保護計画等に基づき、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ等の適正管理を行います。

48. 里地里山：環境省では「都市域と原生的自然の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義。

## 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
鳥獣保護区面積	ha	62,989	63,800	H23
レッドデータブックひろしま掲載数	種	751	H23年度の見直しで設定	
希少種（レッドデータブックひろしま掲載種）の保護活動団体数	団体		調査・設定中	
里山林整備面積	ha/年	313	同程度を整備	設定なし
生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	165	200	H27
ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	4 38(H20) 7(H19)	52頭以内*	H23
イノシシ年間除去頭数		17,643	16,000	
ニホンジカ年間除去頭数		4,808	4,125	

\* 特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画に定める除去頭数の上限値（広島県、島根県、山口県の合計）

## 2 自然資源の持続可能な利用

### （1）多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

#### ○ 自然公園等の保全対策の推進

- ・多様な生物の生息・生育の場としての自然公園等の良好な自然環境の保全対策を推進します。

#### ○ 利用者ニーズに対応した利活用される自然公園づくり

- ・利用者のニーズと自然環境保全対策との調和を推進します。（自然資源の持続可能な自然公園づくり）

#### ○ 水辺の保全・再生

- ・自然環境に配慮した河川の整備を推進します。
- ・海岸・海浜や海の自然の保全と再生を図ります。
- ・河川、海岸、港湾等の環境整備における親水施設等の整備を行います。

#### ○ 身近な自然環境の保全（再掲）

- ・「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定や、住区基幹公園・都市基幹公園等の整備、風致地区・緑地保全地区の指定、街路樹の植栽、法面の自然植生の回復等により、まちのみどりの保全・創造を推進します。
- ・地域住民や森林ボランティア等による里山林の保全を支援します。
- ・農業生産活動を基本とした農用地の保全を図ります。

#### ○ 自然資源を活用した環境学習の推進

- ・県の優れた自然資源を活用した環境学習を推進します。

## (2) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

### ○ 瀬戸内海の環境保全の推進

- ・瀬戸内海地域は、豊かな自然と歴史・文化を共有しており、人口、産業等の集積、閉鎖性水域という特性に配慮した環境保全と多島美の自然景観の保全を図ります。
- ・瀬戸内海環境保全知事・市長会議等関係機関と連携し広域的な取組を推進します。

### 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積		818		
自然公園面積		37,853		
自然公園利用者数	千人	7,343	7,500	
1人当たり都市公園等面積	m <sup>2</sup> /人	10.81(H20)	設定なし	
野外レクリエーション施設利用者数	千人	662	700	H27
自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	現状を維持	
森林ボランティア参加数	人	56,000	70,000	
藻場面積	ha	1,840(H4) 1,842(H10)	1,848.5	H27
藻場面積（藻場造成・移植） (尾道糸崎港貝野地区)		0.95	0.95	
干潟面積		1,068(H10)	設定なし	
干潟面積（人工干潟） (尾道糸崎港浦崎地区：9.6ha) (広島港五日市地区：24.0ha)		33.6	33.6	H27

## 第5節 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

### 1 目指す姿

- 環境学習が充実しており、誰もが環境に配慮した行動をとり、また地域の一員として地域活動やボランティア活動に積極的に参画しています。
- 全ての産業が環境に配慮した事業活動を展開しています。
- 県内ものづくり産業の持つ技術力や地域資源を活用した環境関連技術・製品開発が進展しています。

### 2 現状と課題

#### (1) 環境学習の推進、環境情報の提供・意識啓発、多様な主体との連携・協働

- 県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに理解と認識を深めるため、「ひろしま環境の日」の制定や「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全思想の普及啓発に取り組んできましたが、実際の行動には、まだ十分結びついていない状況にあります。このため、引き続き、多様な主体と連携・協働し、様々な機会を通じた普及啓発を推進する必要があります。
- また、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。
- 社会のあらゆる場において、持続可能な社会の構築を目指した総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育における取組の充実、そのための指導者の育成、拠点整備などを行う必要があります。

## (2) アセスメント制度の適切な運用

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。
- また、「環境影響評価法」については、法施行後10年を経過したことから、これまでの施行状況を踏まえ、計画・設計・工事の各段階で環境への配慮の状況を点検する「戦略的環境アセスメント<sup>49</sup>」の導入等の見直しが行われており、国の制度改正を踏えた「広島県環境影響評価に関する条例」の見直し等の検討が必要です。

## (3) 事業者の環境マネジメントシステムの導入促進、環境負荷の少ないエコ製品の利用の促進

- 環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められているほか、環境負荷の低減に資するエコ製品が選べる仕組みが求められています。

## (4) 研究開発の充実

- 多様な環境問題に対応するため、県立総合技術研究所を始め、国、大学等で環境モニタリングや環境関連技術に関する調査・研究が行われており、引き続き調査・研究の充実が必要です。

## (5) エコビジネス

- 環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12年の41兆円から平成20年には75兆円に達しています。
- 本県には、太陽電池関連産業やLED関連産業の集積があるほか、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネスのポテンシャルは高いと考えられます。
- こうした本県の特性を踏まえたエコビジネス関連産業への総合的な振興策や、実用的な技術開発や施設整備、販路開拓に対する支援等により、エコビジネスの育成・集積に向けた取組の推進が求められています。

---

49. 戦略的環境アセスメント：事業計画が固まった段階で行う現行の環境アセスメント（いわゆる事業アセス）より早期の、事業実施段階（Project段階）に至るまでの行政意思形成過程（戦略的な段階）の段階で行う環境アセスメントのこと。

### 3 施策の方向

#### 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

##### 1 エコ活動を実践する人づくり

- (1) 多様な主体の連携・協働による自主的な環境学習の展開
- (2) 環境情報の迅速かつ的確な発信

##### 2 環境配慮の仕組みづくり

- (1) 適切なアセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進
- (2) 優れた景観等の保全と創造(再掲)
- (3) 県民・事業者による環境負荷の低減
- (4) 県自らの率先行動
- (5) 調査・研究の充実

##### 3 エコビジネスの振興

###### (1) 環境・エネルギー関連産業の育成

- ア 地域資源・特性に応じた環境・エネルギー関連産業への支援
- イ 新分野進出への支援
- ウ 事業化の支援
- エ 企業等が有する環境技術等の海外展開

###### (2) リサイクル産業の集積・育成(再掲)

## 4 主な施策

### 1 エコ活動を実践する人づくり

#### (1) 多様な主体の連携・協働による自主的な環境学習の展開

##### ○ 環境学習の推進

- ・家庭・学校・地域・職場・学習拠点など、それぞれの場に応じた環境学習を推進します。
- ・学校においては、環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めいく持続可能な開発のための教育を推進します。
- ・県立大学・大学院での環境関連の教育・研究を実施し、研究成果の地域への還元を推進します。
- ・毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定め、広報及び啓発活動を積極的に取り組むとともに、様々な環境関連行事や実践事例の情報を発信していきます。
- ・県内小学校でのCO<sub>2</sub>排出の「見える化」を促進し、スクールエコ活動を推進します。

##### ○ 多様な主体との連携・協働

- ・広島県地球温暖化防止活動推進センター、ひろしま地球環境フォーラム、大学環境ネットワーク協議会等との連携・協働を強化します。
- ・多様な主体が参画した環境学習の取組が推進される体制づくりを促進します。
- ・せとうち海援隊の団体相互の交流を促進します。

##### ○ 産業分野の人材の育成

- ・LED関連技術やリサイクル技術等の研究開発などに携わる人材の育成に取り組みます。

#### (2) 環境情報の迅速かつ的確な発信

- ・環境保全の意識が、県民一人ひとりの環境に配慮した行動に結びつくよう、家庭・地域・職場など、それぞれの活動の場において取組可能な具体的な実践事例等の情報を提供します。
- ・環境情報提供サイト「エコひろしま」の拡充を図り、県民への環境情報の提供を推進します。

##### 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
環境ホームページデータ量	メガバイト	3,000	増加を図る	H27
環境ホームページアクセス件数	件	83,514		
こどもエコクラブメンバー数	人	972		
県が認証したNPO法人数 (環境保全関係)	団体	53	86	
せとうち海援隊認定団体数		33	増加を図る	

## 2 環境配慮の仕組みづくり

### (1) 適切なアセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

- 法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施
  - ・「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく適切な環境影響評価を実施します。
- 公共事業における環境配慮の推進
  - ・公共事業の計画・設計・工事の各段階における環境配慮の状況等を点検し、積極的に推進します。

### (2) 優れた景観等の保全と創造（再掲）

- 景観行政団体への移行及び景観計画策定の促進
  - ・景観法に基づき市町主体の景観行政を促進します。
- 地域景観の保全や創造、活用等の支援
  - ・世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観を、各種関連法規の適切な運用により、これらの保全、創造、活用を図ります。
- 地域における歴史的・文化的環境の保全
  - ・貴重な文化財の活用と次代への継承を図るため、文化財の保護を推進します。

### (3) 県民・事業者による環境負荷の低減

- ・事業者による環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21）の導入を促進します。
- ・県内産品の地産地消を推進します。
- ・県産材を使用した住宅の新築・購入の支援や、公共建築物等への木材利用を推進します。
- ・県民に対し「ひろしま環境の日」等を通じ、環境ラベル<sup>50</sup>などの環境表示制度の周知を図ります。

## (4) 県自らの率先行動

### ○ 温室効果ガス削減行動

- ・「環境に配慮した県率先行動実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制や、省資源、省エネルギーなど環境に配慮した行動に率先して取り組みます。

### ○ 環境配慮率先行動

- ・「広島県グリーン購入方針」に基づきグリーン購入や公共工事における再生建設資材の利用等に率先して取り組みます。

## (5) 調査・研究の充実

### ○ 調査・研究の推進

- ・複雑化・多様化する環境問題に適切に対応するため、県内の大学や県立総合技術研究所等が連携し、分野を越えた環境に関する融合的な研究等を推進します。
- ・産・学・官の幅広い連携により互いの技術力や研究成果を活用した調査・研究を推進します。

### ○ 研究成果の利用促進

- ・調査・研究等の成果を広く公表し、その利用の促進を図ります。

### 【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
エコアクション21認証取得事業場数	件	112	400	H27
景観計画策定市町数	市町	3	増加を目指す	
グリーン購入調達率	%	98.8	100	設定なし

50. 環境ラベル：製品の環境側面に関する情報を提供するもので、1) 「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2) 事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3) ライフサイクルアセスメント(LCA)を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

### 3 エコビジネスの振興

#### (1) 環境・エネルギー関連産業の育成

##### ア 地域資源・特性に応じた環境・エネルギー関連産業への支援

- ・市場の成長が見込まれる「環境・エネルギー」分野での、研究開発、環境関連製品の開発・普及等を総合的に支援します。
- ・ものづくり産業の高度化及び低炭素化に資する研究開発資源を結集し、研究開発から産業利用までを効果的・一体的に推進します。
- ・県内産業の集積を活用し、太陽電池関連産業、LED関連産業の振興や次世代自動車の開発を支援します。

##### イ 新分野進出への支援

- ・新たな分野へ進出する個人・企業等への的確な支援を行うため、産業支援機関の機能や連携を強化します。

##### ウ 事業化の支援

- ・製品開発から事業化、販路拡大までの一貫した支援体制の構築を検討します。

##### エ 企業等が有する環境技術等の海外展開

- ・県内企業等が有している環境関連技術等の海外展開を検討します。

#### (2) リサイクル産業の集積・育成（再掲）

- ・びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖町）で、リサイクル産業の立地を推進し、企業間連携の推進とリサイクル産業の育成を図ります。
- ・引き続き、福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施し、可燃ごみの広域処理と熱回収（サーマルリサイクル）を通じた環境、資源、エネルギー対策を推進します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
技術開発補助金採択件数	件	29	100*	H27
リサイクル製品登録数(累積)	件	471	前年比10%増	設定なし
県産業振興ビジョン(仮称)に定める指標	県産業振興ビジョン(仮称)に定める			

\*H23年度～H27年度までの累積件数

# 第3章 計画の推進

## 第1節 各主体の役割

本計画を着実に推進し、施策体系ごとの将来像を実現していくためには、県が施策を実施するだけではなく、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場に応じて自主的、積極的に取組を進める必要があります。

また、全ての主体はお互いに協力し合い、持続可能な地域づくりに向けた行動を取ることが必要です。

本計画を着実に推進するために各主体及び県の果たすべき役割は、次のとおりです。

### 1 県民

我々の日常生活は、直接的、間接的に環境へ負荷を与えており、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の一因になっています。

これは、制度的、技術的な面から環境の保全を図るだけではなく、県民一人ひとりが日常生活を見直し、環境負荷を減らすことが、地域の環境や地球環境の保全に貢献する第一歩となることを示しています。この事を県民一人ひとりが認識し、日常生活において、できるだけ自主的・積極的に環境に配慮した行動を心がける必要があります。

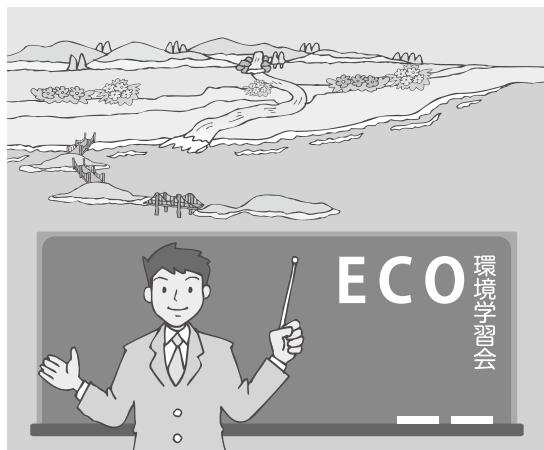
このため、県民は、事業者、県、市町等との協力・連携を図り、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

- エネルギー、資源の無駄使いをなくし、省エネルギー・省資源型のライフスタイルの確立に努めること。
- 太陽光発電、太陽熱利用施設など地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、エコカー、省エネ家電等を積極的に導入した環境への負荷の少ない暮らしづくりに努めること。
- 3Rを意識した商品の購入やリサイクル製品の利用に努めること。
- 環境への負荷の少ない商品やサービスを選択する消費者（グリーンコンシューマー<sup>51</sup>）であるよう心がけること。



51. グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者。

- 濑戸内海や中国山地を始めとする本県の豊かな自然や景観を大切にし、積極的にふれあい、その保全に努めること。
- 環境問題に関心を持ち、地域の一員として環境教育・学習及び環境活動への積極的な参画に努めること。

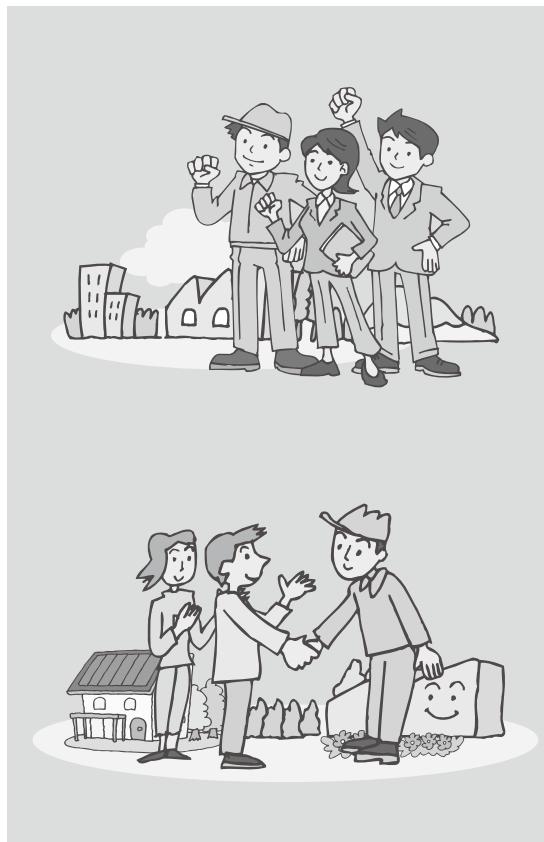


## 2 事業者

事業者は、従前からの公害問題の解決へ真摯な取組を続けることにより、公害防止の観点から環境保全において成果を上げてきましたが、地球温暖化問題、生物多様性問題などの新たな課題に対応した事業活動を行うことが求められています。

このため、事業者には、環境に配慮した事業活動を実施し、事業活動並びに製品及びサービスに環境配慮を織り込み、環境負荷を低減することや、事業者としての社会的責任を認識し、県民、県及び市町との連携を深め、地域の一員として環境保全に関する活動等に積極的に参画及び協力していくことが期待されます。

- 事業活動に伴い消費するエネルギーや、汚染物質の排出を低減するため、原料採取から、製造、流通、販売、消費、廃棄等までのトータルで環境への負荷の少ない製品づくり、サービスの提供に努めること。
- 水環境や森林・都市内緑地などの緑の保全や野生生物の生息地・生育地の保護・保全等に配慮すること。
- 建築物や土木構造物の新築・改築にあたっては、周囲の自然環境や歴史的・文化的に特徴のある街並みとの調和を保ち、優れた景観の形成に努めること。
- 地域住民等との協力を進め、リサイクル活動や緑化活動など地域における環境保全活動に地域の一員として積極的に参画・貢献すること。



### 3 行政

#### (1) 県の役割

県は、本計画に掲げる基本理念、目指す姿（将来像）及びそれを実現するために、広域的な取組を推進し、市町、県民、事業者等の各主体間の連携促進や取組を支援し、その活動基盤の整備に努める役割を果たしていくことが必要です。

そのためには、基本計画を着実に推進するとともに、各種の課題や分野に応じた個別の計画・構想等を策定することにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。

なお、施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町、国、関係府県等と連携し、基本計画に定める各種の環境の保全及び創造に関する施策の方向に基づいた施策を効果的に実施するよう努めます。

また、県は事業者・消費者の立場から、環境への負荷の少ない行動を率先して実行します。

#### (2) 市町の役割

本計画を推進するためには、地域における取組が非常に重要であり、地域住民と距離が最も近い市町には大きな役割が期待されます。

県、住民、事業者等と連携し、地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する施策を実施します。

また、県と同様に事業者・消費者の立場から環境への負荷の少ない行動を率先して実行します。

### 第2節 環境の状態等を図る指標

環境の状態等を図る指標は、年度ごとの点検・評価において、現況値の把握を行い、環境の状況を客観的に把握するために設定します。

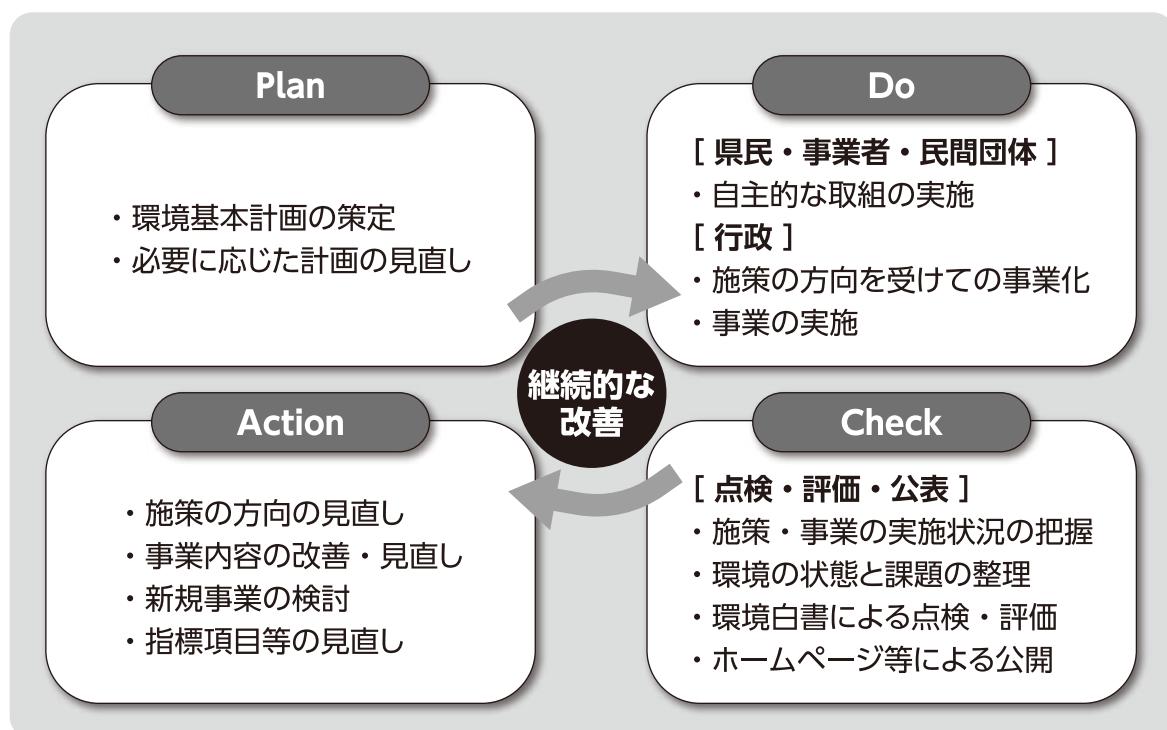
指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即したものであるよう必要に応じて見直しを行います。

## 第3節 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、常に県民、事業者等との密接な相互連携や県内各市町、関係部局と連携を図り、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。

また、計画に掲げられた基本理念、基本計画の達成に向けた取組を総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の柔軟かつ適切な推進は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、計画の策定(Plan) ⇒ 計画の実施(Do) ⇒ 事業の実施状況の点検・評価(Check) ⇒ 事業内容等の改善・見直し等(Action)という一連の手続きに沿って行います。



### 1 環境白書等による毎年度の評価の実施

年度ごとに、各施策や事業の取組状況及び環境の状態の把握により、計画の点検・評価を行います。環境の状態等は、指標により客観的に把握します。

点検・評価の結果は、環境白書やホームページ等を活用して広く県民等に公表し、意見・提言を求めます。

### 2 必要に応じた計画の見直し

社会情勢の変化や環境問題に関する新たな課題の発生、科学技術の進歩及び科学的知見の変化など、計画策定時に想定されていない事象等に的確かつ柔軟に対応する必要が生じた場合には、隨時、本計画の改善・見直しを行っていくものとします。

各施策の進行を管理する指標は次のとおりです。

# 1 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

施策の方向		項目	目標値・指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
省エネルギー対策の推進  二酸化炭素排出量の削減対策の推進	部門産業・民生(業務)  二酸化炭素排出量の削減対策の推進	目標	二酸化炭素排出量 (産業)	-	エネルギー消費原単位を H19年度から13%改善		H32
			二酸化炭素排出量 (民生(業務))	万t-CO <sub>2</sub>	465(H19)	272	
		指標	業務用太陽光発電導入量	k1 (原油換算)	393(H20)	19,200	H27
			エコアクション21 取得事業場数	件	112	400	
	運輸部門対策	目標	二酸化炭素排出量 (運輸)	万t-CO <sub>2</sub>	696(H19)	530	H32
		指標	低公害車導入台数	万台	46	176	
		目標	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))	万t-CO <sub>2</sub>	467(H19)	273	
	部門民生(家庭)  二酸化炭素排出量の削減対策の推進	指標	住宅用太陽光発電導入量	k1 (原油換算)	6,795(H20)	44,800	H32
			長期優良住宅の認定数	件	1,054	設定なし	
	部門廃棄物対策  二酸化炭素排出量の削減対策の推進	目標	二酸化炭素排出量 (廃棄物)	万t-CO <sub>2</sub>	50(H19)	45	H32
		指標	廃棄物発電導入量	k1 (原油換算)	22,451 (H20)	61,300	
			廃棄物熱利用導入量		28,551 (H20)	110,300	

施策の方向		指標項目(内容)	単位	現状値(H20)	目標値	目標年度
再生可能エネルギーの導入促進	拡大生本 大ネ か県 ルしの ギた地 域の 生特 普可性 及能を	太陽光発電導入量	k1 (原油換算)	7,188	64,000	H32
		太陽熱利用システム導入量		42,127	50,700	
		バイオマス発電導入量		66,459	97,000	
		バイオマス熱利用導入量		297,803	385,500	
		廃棄物発電導入量		22,451	61,300	
		廃棄物熱利用導入量		28,551	110,300	
森林吸収源対策の推進	確保 森林 に よ る 二 酸 化 ガ ス 吸 收 量 の 増 加	森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千ha	209(H21)	216	H27

## 2 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

施策の方向	指標項目(内容)	単位	現状値(H20)	目標値	目標年度
推進する廃棄物の3R(リサイクル)のシステム	一般廃棄物排出量	万t	95.3	85.8	H27
	一般廃棄物再生利用量		20.4	20.9	
	一般廃棄物再生利用率	%	21.4	24.4	
	一般廃棄物最終処分量	万t	11.0	9.5	
	産業廃棄物排出量		1,396	1,502	
	産業廃棄物再生利用量		1,001	1,081	
	産業廃棄物再生利用率		71.7	72.0	
	産業廃棄物最終処分量	万t	53	50	
投棄物の適正処理と不法投棄防止対策	産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10t以上)	件	8	0	設定なし
	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	7.0(H19)	最終処分量の10年以上を確保	

### 3 広島の良好な「地域環境の保全」

施策の方向	指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
良好な大気環境・健全な水循環等の確保	環境基準達成率：二酸化窒素	% %	100	100	H27
	環境基準達成率：浮遊粒子状物質		100	100	
	環境基準達成率：ベンゼン		100	100	
	環境基準達成率：ジクロロメタン		100	100	
	環境基準達成率：河川 BOD	t/日	90.2	達成率の向上を図る	設定なし
	環境基準達成率：海域 COD		35.7		
	環境基準達成率：海域全窒素		88.9		
	環境基準達成率：海域全りん		100	100	H27
	環境基準達成率：地下水		86.7	達成率の向上を図る	設定なし
	COD 汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：生活系 COD	% %	21(H20)	次期総量削減計画に定める	H26 (予定)
	COD 汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：産業系 COD		30(H20)		
	COD 汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：その他 COD		6(H20)		
	汚水処理人口普及率	%	81.3	88.7	H25
騒音・振動・悪臭の防止	環境基準達成率：一般地域における騒音	% %	88.3	達成率の向上を図る	設定なし
	環境基準達成率：道路に面する地域における騒音		57.7		
	環境基準達成率：航空機騒音		100	100	H27
	環境基準達成率：新幹線鉄道騒音		75.0	達成率の向上を図る	
	案へ環境汚染事への対応	件	182	現状より減少させる	設定なし
低化学物質による健康リスクの低減・土壤環境の保全	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	% %	100	100	H27
	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	
	ダイオキシン類環境基準達成率：土壤		100	100	
	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気	t/年	7,092 (H20)	排出量の削減を図る	設定なし
	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域		228(H20)		
	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分		2,998 (H20)		

施策の方向	指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
身近な生活環境・優れた景観等の保全	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H27
	緑地環境保全地域面積		818		
	自然公園面積		37,853		
	森林ボランティア参加数	人	56,000	70,000	
	景観計画策定市町数	市町	3	増加を図る	設定なし

## 4 広島の豊かな「生物多様性の保全」

施策の方向	指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度
生態系の保全と野生生物の種の保護	鳥獣保護区面積	ha	62,989	63,800	H23
	レッドデータブックひろしま掲載数	種	751	H23年度の見直しで設定	
	希少種（レッドデータブックひろしま掲載種）の保護活動団体数	団体		調査・設定中	
	里山林整備面積	ha/年	313	同程度を整備	設定なし
	生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	165	200	H27
	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	4 38(H20) 7(H19)	52頭以内*	H23
	イノシシ年間除去頭数		17,643	16,000	
	ニホンジカ年間除去頭数		4,808	4,125	
自然資源の持続可能な利用	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H27
	緑地環境保全地域面積		818		
	自然公園面積		37,853		
	自然公園利用者数	千人	7,343	7,500	
	1人当たり都市公園等面積	m <sup>2</sup> /人	10.81 (H20)	設定なし	
	野外レクリエーション施設利用者数	千人	622	700	H27
	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	現状を維持	
	森林ボランティア参加数	人	56,000	70,000	
	藻場面積	ha	1,840 (H4) 1,842(H10)	1,848.5	
	藻場面積（藻場造成・移植）（尾道糸崎港貝野地区）		0.95	0.95	
	干潟面積		1,068(H10)	設定なし	
	干潟面積（人工干潟）（尾道糸崎港浦崎地区:9.6ha）（広島港五日市地区:24.0ha）		33.6	33.6	H27

\* 特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画に定める除去頭数の上限値（広島県、島根県、山口県の合計）

## 5 広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

施策の方向	指標項目(内容)	単位	現状値(H21)	目標値	目標年度	
エコ活動を実践する人づくり	環境ホームページデータ量	メガバイト	3,000	増加を図る	H27	
	環境ホームページアクセス件数	件	83,514			
	こどもエコクラブメンバー数	人	972	86		
	県が認証したNPO法人数 (環境保全関係)	団体	53			
	せとうち海援隊認定団体数		33	増加を図る		
環境配慮の仕組づくり	エコアクション21認証取得事業場数	件	112	400	H27	
	景観計画策定期町数	市町	3	増加を図る	設定なし	
	グリーン購入調達率	%	98.8	100		
エコビジネスの振興	技術開発補助金採択件数	件	29	100*	H27	
	リサイクル製品登録数 (累積)		471	前年比 10%増	設定なし	
	県産業振興ビジョン(仮称) に定める指標	県産業振興ビジョン(仮称)に定める				

\* H23年度～H27年度までの累積件数

## 參 考 資 料

# 1 第3次広島県環境基本計画策定の経緯

## (1) 広島県環境審議会における審議状況等

開催日	審議内容
平成21年11月18日(水)	<input type="radio"/> 知事が環境審議会会長に諮詢
平成21年11月18日(水)	<input type="radio"/> 環境審議会から生活環境部会及び自然環境部会へ付議
第1回 生活環境部会・自然環境部会 合同部会 平成22年2月12日(金)	<input type="radio"/> 現行環境基本計画に基づく施策の実施状況について <input type="radio"/> 次期環境基本計画のあり方について
第2回 生活環境部会・自然環境部会 合同部会 平成22年8月5日(木)	<input type="radio"/> 次期環境基本計画骨子案について <input type="radio"/> 次期環境基本計画における「施策の方向と主な施策」について
第3回 生活環境部会・自然環境部会 合同部会 平成22年11月11日(木)	<input type="radio"/> 次期環境基本計画の主要施策の構成について <input type="radio"/> 次期環境基本計画における現状と課題、主要施策及び指標について
第4回 生活環境部会・自然環境部会 合同部会 平成23年1月14日(金)	<input type="radio"/> 第3次広島県環境基本計画中間まとめ案について
平成23年1月20日(木)	<input type="radio"/> パブリックコメントの実施(平成23年2月9日まで)
平成23年1月24日(月)	<input type="radio"/> 市町への意見聴取(法定要件)
第5回 生活環境部会・自然環境部会 合同部会 平成23年3月10日(木)	<input type="radio"/> 第3次広島県環境基本計画の策定経緯について <input type="radio"/> 第3次広島県環境基本計画中間まとめ案に係る意見等について <input type="radio"/> 第3次広島県環境基本計画案について
平成23年3月11日(金)	<input type="radio"/> 環境審議会会長から知事へ答申

## (2) 広島県環境審議会委員一覧 (★印は生活環境部会委員, ☆印は自然環境部会委員)

(平成 23 年 3 月末現在)

区分	氏名	職業等
会長	岡田光正	放送大学教授
会長代理	☆中西 稔	広島大学名誉教授
会長代理	★今岡 務	広島工業大学環境学部教授
委員	児玉信子	広島県女性薬剤師会副会長
//	★佐々木 緑	広島修道大学人間環境学部准教授
//	鈴木盛久	比治山大学現代文化学部教授
//	林武広	広島大学大学院教育学研究科教授 (広島大学附属東雲小学校・附属東雲中学校 校長)
//	☆福本幸夫	帝京科学大学生命環境学部教授
//	★西嶋渉	広島大学環境安全センター教授
//	★杉原数美	広島国際大学薬学部准教授
//	☆村田和賀代	県立広島大学生命環境学部准教授
//	浅野ジュン	中国・地域づくり交流会事務局長
//	★谷村武士	広島県商工会議所連合会幹事長
//	☆川ノ上千恵	JA広島県女性組織協議会会长
//	★山本勇二	広島県漁業協同組合連合会代表理事長
//	☆京才昭	広島県山岳連盟会長
//	☆間所了	広島県猟友会顧問
//	★宮本博子	広島県女性医師の会
//	★小林真幸	ひろしま地球環境フォーラム理事
//	★橋野俊子	広島県生活協同組合連合会理事
//	★中原律子	社団法人広島消費者協会会长
//	★百田正則	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長
//	☆森川誠道	広島森林管理署長
//	山形浩史	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
//	★秋山良壮	中国地方整備局企画部環境調整官
//	杉西加代子	広島県議会議員
//	吉井清介	広島県議会議員
//	下森宏昭	広島県議会議員
//	梶川幸子	広島県議会議員
//	栗原俊二	広島県議会議員
//	五藤康之	広島県市長会・三原市長
//	★吉田隆行	広島県町村会・坂町長

(敬称略)

諒問文書

平成21年11月18日

広島県環境審議会会長様

広 島 県 知 事

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

環 境 政 策 課

次期広島県環境基本計画の策定について（諒問）

このことについて、貴審議会の意見を求める。

付議文書

平成 21 年 11 月 18 日

広島県環境審議会

生活環境部会会长 様

自然環境部会会长 様

広島県環境審議会会长

広島県環境審議会への諮問事項の付議について（依頼）

平成 21 年 11 月 18 日付けで別紙（写）のとおり諮問されたので、生活環境部会及び自然環境部会に付議します。

諮問事項

次期広島県環境基本計画の策定について

答申文書

平成23年3月11日

広島県知事  
湯崎英彦様

広島県環境審議会  
会長 岡田光正

第3次広島県環境基本計画の策定について（答申）

平成21年11月18日付けて諮問のことについて、別紙のとおり  
とすることを適當と認めます。

## 2 用語解説

---

### － あ行 －

#### ❖ ISO14001

「国際標準化機構」(International Organization for Standardization)が正式名称。1996年に発行されたISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格。

#### ❖ RDF

Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

#### ❖ アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する纖維状の鉱物のこと。纖維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法(1968)により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

#### ❖ エコアクション21

ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。

#### ❖ エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどがあげられる。

#### ❖ ESCO事業

ESCO(Energy Service Company)事業の略で、ESCO事業者が、施設の照明や空調などエネルギー設備を省エネ型に改良転換することを提案し、設計・施工・運転管理まで包括的に提供することにより省エネルギー化を実現し、かつ、その効果を保証する事業。設備の改修費等初期投資を、省エネルギー化による光熱水費削減分で回収する。

#### ❖ FM林

FM(Forest Management)林とは、森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

#### ❖ LED

発光ダイオード(Light Emitting Diode)、電気を流すと発光する半導体。

#### ❖ 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

## 一 か行 一

### ❖ カーボンオフセット

日常生活や事業活動において排出された CO<sub>2</sub>について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

### ❖ 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

### ❖ 環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。

### ❖ 環境ラベル

製品の環境側面に関する情報を提供するもので、1) 「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2) 事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3) ライフサイクルアセスメント (LCA) を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

### ❖ 環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

### ❖ 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

### ❖ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書

平成 19 (2007) 年に発表された気候変動に関する IPCC の最新の科学的知見をまとめた報告書。

### ❖ グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者。

### ❖ 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

### ❖ コベネフィット型技術

環境対策（廃棄物対策）地球温暖化対策を同時に進めることができる技術。

## 2 用語解説

### 一 さ行 一

#### ❖ 里山

市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

#### ❖ 里地里山

環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成してきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義。

#### ❖ COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

#### ❖ J-VER 制度

Japan Verified Emission Reduction の略。登録されたプロジェクトから生じた温室効果ガスの排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証、発行する仕組。J-VER は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボン・オフセットの取組（商品・サービス・会議・イベント・自己活動等）に活用することができる。

#### ❖ 3R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）をいう。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペア（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

#### ❖ 水源の森

太田川流域及び芦田川・沼田川流域において、県、市町等が負担金を拠出し、（財）広島県農林振興センター（水源の森会計）を事業主体として、植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い、森林を長伐期化へ誘導するなど、水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施。

#### ❖ 戦略的環境アセスメント

事業計画が固まった段階で行う現行の環境アセスメント（いわゆる事業アセス）より早期の、事業実施段階（Project 段階）に至るまでの行政意思形成過程（戦略的な段階）の段階で行う環境アセスメントのこと。

### 一 た行 一

#### ❖ 太陽電池

半導体の一種で、光エネルギーを直接電気に変え、太陽光を受けている間だけ電気を発生する太陽光発電装置。

#### ❖ ダイオキシン類

一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾー-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾーフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナー-ポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち 2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾー-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすことがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

### ❖ 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱。

### ❖ 地球温暖化防止地域協議会

地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

### ❖ 長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

### ❖ 都市公園

都市公園法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等。

## — な行 —

### ❖ 日本環境安全事業株式会社

高濃度 PCB 廃棄物の処理を行っている政府全額出資の特殊会社。

### ❖ 熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

## — は行 —

### ❖ バイオマス

もともと生物 (bio) の量 (mass) のことだが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。

### ❖ パーク&ライド

都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

### ❖ ヒートアイランド

都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

### ❖ ひろしま環境の日

地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成 22 年 6 月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。

## 2 用語解説

---

### ❖ ひろしま未来チャレンジビジョン

「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念にした、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン（平成 22 年 10 月策定）。

### ❖ 広島県グリーン購入方針

環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。

### ❖ 広島県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成 12 年 4 月 1 日に（財）広島県環境保健協会を指定。

### ❖ ひろしま地球環境フォーラム

広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

### ❖ BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

### ❖ 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に漂う粒径 2.5 $\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子状物質（PM：Particulate Matter の略）。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

### ❖ 福山リサイクル発電事業

広域リサイクルシステムの中核として、福山市箕沖地区において、RDF を利用し、発電や灰溶融を行う事業。

### ❖ フロン類

炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。このうち、フッ素、炭素及び塩素だけで構成されているものを CFC（クロロフルオロカーボン）といい、特にオゾン層を破壊する力の強い CFC-11 などの 5 つを特定フロンという。CFC は 1995 年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFC がオゾン層を破壊するため、その代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、大きく分けて HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン、2020 年生産全廃）と HFC（ハイドロフルオロカーボン、塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ）の 2 種類がある。

### ❖ 保安林

水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

---

## — ま行 —

### ❖ マニフェスト

産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

### ❖ 緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。

---

## — ら行 —

### ❖ レアメタル

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由により抽出困難な金属のうち、現在、工業用需要があり、今後も需要があるもの。又は、今後の技術革新に伴い、新たな工業用需要が予想されるもの。